

(仮称) 朝霞市福祉等複合施設内
新児童館計画書 (案)

2024年5月

こども未来課

1 （仮称）朝霞市福祉等複合施設について

（１）設置目的

子育て環境の充実及び福祉政策の推進に向けて、朝霞台地域に新たな福祉等の拠点となる施設を設置し、併せて、朝霞台地域には公共施設が少ないことから、地域住民の利便性の向上に向けた施設の整備を目指す。

（２）対象施設

名 称 （仮称）朝霞市福祉等複合施設
所在地 朝霞市西弁財1丁目16-5、-6
敷地面積 1, 147.42㎡（2筆）
用途地域 第1種中高層住居専用地域
(建ぺい率60%、容積率200%、高度地区25m)

（３）整備予定施設

①児童館（床面積 3F：420㎡ 4F：300㎡）

※児童館部分以外として3F、4Fそれぞれに共用部分140㎡あり

②子育て世代包括支援センター（床面積 60㎡）

③地域交流の場（集会施設等、災害時に災害ボランティアセンターとして活用）

④朝霞市社会福祉協議会の一部

⑤福祉相談機関

（４）建設スケジュール（予定）

基本構想・基本計画	令和4年度～5年度
基本設計・実施設計	令和6年度～7年度
工 事	令和8年度～9年度
完成予定	令和9年度中

（５）児童館に関する機能（案）

①中高生世代が利用できるスペースの整備について検討する。

②Wi-Fi 設備の設置を検討する。

③子育て世代包括支援センターとの連携（妊産婦や幼児、子育て期の保護者が集えるスペース）の整備について検討する。

（６）参考

本計画書は、（仮称）朝霞市福祉等複合施設内に包含される児童館施設についての考え方をまとめたものです。施設全体の概要は（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画を参照のこと。

2 児童館設置の基本的な考え方について

(1) 児童館の設置目的

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならないと規定されている。

●改正「児童館ガイドライン」のポイント

地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月に改正「児童館ガイドライン」が示された。

- ・児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。
- ・児童福祉施設としての役割に基づき、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- ・子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- ・児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- ・子育て支援の充実について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等を示した。

(2) 朝霞市における基本的な位置づけ

第5次総合計画及び、第2期子ども・子育て支援事業計画において、子どもが地域社会の中で伸び伸びとした自由な遊びの体験を通して、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう健全な育成環境を確保するため、児童館や公園等を充実することと位置づけている。

(3) 設置理由

現在、児童館は市内に6館設置しており、子どもの足で15分程度の距離である半径800メートルの範囲内に全ての小学校が位置することから、子どもたちが自分で通うことのできる遊び場として機能しているが、市の北西部に当たる弁財、三原、泉水地区においては、既存児童館までの距離があり、当該地域への児童館新設の声が寄せられていたことから、旧溝沼浄水場跡地に（仮称）朝霞市福祉等複合施設を建設するに当たり、児童館を併設することとする。

(4) 種別・機能

児童福祉法に基づく小型児童館の機能に加えて、本市では、ほんちょう児童館において中・高生世代が専用で利用できる機能を備え、好評をいただいていることから、新設の児童館においても、小学生の他、中・高生世代が利用できる機能を備えることとする。

また、児童館フロア内に、子育て世代包括支援センターが併設されることに鑑み、妊婦及び母子が集えるスペースを設置することとする。

●【参考】小型児童館とは

職員	面積	設備	機能	対象児童
児童厚生員 2名以上	217.6㎡以上	集会室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備等	・児童に遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにする ・地域組織活動を促進する	18歳未満のすべての児童

●【参考】ほんちょう児童館における中・高校生の利用推移

年度	開館日数	利用者数	うち中学生・高校生	中高生1日あたり
R1	119日	22,712人	3,655人	30.71人
R2	251日	19,287人	3,266人	13.01人
R3	292日	32,370人	6,789人	23.25人
R4	293日	41,406人	9,808人	33.47人
R5	292日	56,501人	12,602人	43.16人

※R1年10月開所

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により一時閉館とした期間あり。

(5) 検討の経緯

子どもにとっても、地域にとっても、安全でより良い施設とするため、施設の機能等について考えることを目的に、課内検討、先進地視察、ワークショップ及びアンケートを実施した。

①課内による検討

現状認識

市の児童館は4つの柱で運営されている

◆児童館事業

遊びを通した健全育成を実施し、地域住民や学校等の協力を得て、多彩な活動を展開している。

◆中高生タイム

ほんちょう児童館以外の5館では、月に1回程度、開館時間を延長し、中高生の居場所となるよう中高生タイムを実施している。なお、ほんちょう児童館は中高生専用スペースや多目的室を設け、午後8時まで開館している。

◆地域連携事業

その他、子育て支援、子どもの居場所づくりの地域拠点として、子育てサークルや子ども食堂との協働による事業を開始している。

◆ランドセル来館事業

放課後児童クラブの待機児童解消対策の一環として、小学2年生から6年生までの児童を対象としたランドセル来館事業を展開している。

児童館の目指す姿

◆乳幼児家庭のための児童館

地域の子育て支援の拠点として、気軽に集い、出会い、包括的な相談・連携ができ、親子で楽しむことができる児童館を目指す。

◆小学生のための児童館

児童期に得るべくさまざまな体験を行える場所であり、放課後の居場所を支え、地域の協力者とともに子どもの成長を見守ることができる児童館を目指す。

◆中・高校生世代のための児童館

思春期にあたる中・高校生世代の子どもが自宅、学校以外の第3の居場所（サードプレイス）として気軽に集い、いつでも悩みを相談でき、心身を成長させることができる児童館を目指す。

今後の課題 切れ目のない支援と発達段階に応じた運営

乳幼児を持つ家庭への支援

◆市民にとって身近な児童館は子育て支援の地域拠点

身近な雰囲気を感じることができる場所を保護者は必要としている。児童館のちびっこルームや活動室、集会室はそのニーズに合っている。また、乳幼児や保護者が使いやすいよう多目的トイレや授乳室などを整備していく必要がある。

⇒新児童館においては、子育て世代包括支援センターとの併設となることから、妊産婦や乳幼児が集えるスペースを創出することを検討する。

◆気軽に利用できることをアピール

気軽に利用できる児童館は保護者にとっての「居場所」になる。子育て仲間との交流が、不安の解消や虐待等の課題の発生予防にもつながる。

⇒地域子育てサークルの持つスキルを活用し、特に午前中の時間帯をターゲットに、妊産婦及び乳幼児向けの取組の強化を図ることを検討する。

◆他機関との連携が重要

児童館が全ての子育ての課題に対応できるわけではないが、複合化・複雑化する問題に対応するために、他の福祉・保健・医療機関と連携し、支援していくことが必要である。

⇒児童館に子育てコンシェルジュなどの機能を設置できるか調査・研究を進める。

◆切れ目のない支援を果たす拠点

保護者への切れ目のない支援はもちろんのこと、子ども自身にとって切れ目のない成長・発達支援を担っている児童館は、さまざまな可能性を有している。

⇒子ども・子育て支援の拠点施設となるよう、職員のスキルアップが重要である。

小学生への対応

◆地域の放課後児童クラブとの連携

地域全体の子どもを支える、という視点が児童館には求められている。出前児童館のようなアウトリーチなど、放課後児童クラブとの連携が期待される。

⇒児童館と放課後児童クラブの運営主体が同一であることから、今後も積極的に放課後児童クラブとの連携を図っていく。

◆地域の人など多様な人との関わりが必要

社会変化に伴って、児童期に必要なコミュニケーション能力が身につけにくい現状がある。防犯・防

災上の不安を軽減するためにも多様な人との関りが求められる。

⇒地域防災マップの作製や、施設特性を活かした世代間交流事業、地元自治会、町内会などとの連携が求められる。

◆遊びの重要性を伝えていく必要性

遊びは子どもの育ちにとって身体的成長、心理的・機能的発達などの面から重要である。保護者や地域住民への理解を促進することが必要である。

⇒児童館に配置される児童厚生員を中心に、子どもたちの遊びの機会を確保するとともに、SNS等を活用し積極的に事業実施報告を行い、市民等への理解促進に努める。

◆子ども・子育ての課題に対し、地域の福祉施設としての役割を発揮し、問題の早期発見や関係機関との連携・協力で課題解決することが期待されている。

⇒児童館虐待対応マニュアル等を活用した見守りや、適時適切な声掛けなどにより問題の早期発見に努め、必要な際は関係各課につなげる。

中・高校生世代への対応

◆北朝霞・朝霞台方面に同様の施設（機能）を

中高生専用スペースを設置した「ほんちょう児童館」の取組が一定の成果を挙げている中、北朝霞・朝霞台方面にも同様の施設（機能）の設置が必要である。

⇒複合公共施設内に配置が予定される児童館に中高生専用スペースの設置を検討する。

◆「居場所」「寄り添い」機能の必要性

子ども・若者支援施策との連動により課題を抱える中高生世代を支援することも重要であり、児童館を第三の居場所として選択してもらえるような周知が必要である。

◆中高校生に積極的に関わるボランティア

⇒市民等が運営する団体との連携により、効果的な中・高校生事業が展開できるよう児童館（社会福祉協議会）との連携を図る。

◆「次代の朝霞市を担う人材」をイメージ

⇒児童館でのボランティア事業や、青少年健全育成事業、異年齢交流事業等を通じ、ボランティア及び市の取組への積極的参加を促し、「次代の朝霞市を担う人材」のロールモデルとなるよう育成する。併せて、意見表明の機会を確保する方策について調査・研究を行う。

地域の子育て環境づくり

◆地域ニーズの的確な把握

児童館では、地域にある子ども・子育てに関する情報や課題の共有を積極的に図る体制づくりが求められる。

⇒児童館所管部門が、司令塔機能として様々な子ども・子育てに関する情報や課題の共有を図り、児童館（社会福祉協議会）がそのハブ機能を発揮できるよう努める。

◆児童館が関わってきた地域活動

これまでのさまざまな児童館活動により、地域に根付いており、今後新たに発生する地域課題に対して、側面的に関わることが期待される。

⇒社会福祉協議会の圏域による会議等にも児童館長が参加しており、今後もその取組を継続し、地域課題解決のコンシェルジュとなっていくことが期待される。

②先進地視察

世田谷区 代田児童館（北沢地域中高生支援館「プレスポ」）

【実施時期】令和5年7月28日（金） 午後5時15分～午後7時20分

【概要】世田谷区は5地域28地区に区分けされ、現在25館の児童館があり、すべてを公設公営で運営しており、そのうち、5館を中高生支援館（プレスポ）として、週2回開館時間を1時間延長（午後7時まで）し運営している。

代田児童館では、「DJT（代田児童館ティーンズ）」という愛称で中高生が児童館でやってみたいことを企画運営するチームが結成されており、月に一度、代田児童館のある北沢地域の児童館3館と池ノ上青少年交流センター（いけせい）との交流を目的としたイベントの企画運営を行っている。イベントのキャッチコピーや、ポスター、メンバー募集のチラシなども中高生が作成しており、自主的な活動が行われていた。

多摩市 唐木田児童館（子育てマネージャー制度）

【実施時期】令和5年8月9日（水） 午前10時30分～正午

【概要】多摩市では、10館の児童館があり、「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン（多摩市子ども・子育て支援事業計画）」及び国の「子ども・子育て支援新制度」開始に伴い平成27年以降、順次7館を「地域子育て支援拠点」と位置づけている。

児童館では、平日10時から16時に子育てマネージャーによる子育て広場事業を実施。子育てマネージャーは元々児童館職員で、一定の研修を受けた利用者支援事業の専門職員であり、子育てひろば事業で、利用者に合ったサービスや施設の紹介、地域情報、保育施設を提供するほか、子育てに関する相談を受けていた。

③ワークショップ（こどもミーティング）概要

【目的】（仮称）朝霞市福祉等複合施設内に設置される児童館の機能等を検討するにあたり、児童館を利用する小学生、中・高校生及び保護者などの意見を伺った。

【実施時期】令和5年12月22日（金）～令和6年1月13日（土）

【対象】市内児童館を利用する小学生、中・高校生及び保護者

【参加者】89名

④アンケート（わたしたちの児童館づくり）概要

【目的】（仮称）朝霞市福祉等複合施設内の児童館が朝霞第5小学校区に設置されることから、朝霞第5小学校の児童及び保護者、児童館を利用する小学生、中・高校生及び保護者などに、児童館に必要な部屋や機能等を伺った。

【実施時期】令和6年1月11日（水）～2月16日（金）

【対象】朝霞第5小学校児童及び保護者

市内児童館を利用する小学生、中・高校生及び保護者など

【参加者】479名

こどもミーティングでの意見（抜粋）

小学生

- ・色々な遊びができる（粘土遊び、球技、ゲームロボ、オセロ、トランプ等）
- ・本がたくさんあったり、季節に合った装飾があったりするから好き
- ・通いやすい、利用しやすい（アクセスが良い）
- ・同じ小学校や違う小学校の友達と遊戯室でドッジボールができる
- ・友達と待ち合わせの場所にもよく使っている
- ・漫画や塗り絵、ピアノ等、一人でも過ごしやすい
- ・常連になると職員さんと友達になれる、一緒に遊べる、優しい
- ・トイレが綺麗
- ・宿題ができる、漫画を読んだり、おやつを食べたり、工作、クッキングができる
- ・高学年は携帯を触ってもよいことにしてほしい
- ・幼児も一緒にスペースで遊ぶので危なく、小学生専用のスペースが欲しい
- ・高学年でも楽しめるようにしてほしい
- ・ピアノとか音楽スタジオも欲しい
- ・卓球や野球、トランポリン等できるスポーツや遊びを増やしてほしい
- ・ゲームで遊んだり、テレビや YouTube 等が見れたりできるようにしてほしい
- ・工作活動ができる場所、射的等お祭りでやっているような遊びをやりたい
- ・季節ごとのイベントをもっと増やしてほしい
- ・Wi-Fi がつながるといい

保護者

- ・天気の悪い日は暖かいため、公園だと寒いため
- ・子どもが安心して遊べる環境（空間）であるため
- ・ママ友との情報交換
- ・子どもの遊び場（子どもにとって児童館に行くことが習慣化している、子どもが児童館に行きたいと言う）
- ・イベントに時々参加
- ・綺麗で遊ばせやすい、死角がない
- ・なんとなく過ごしやすい
- ・職員が優しい
- ・児童館も寒い日は混雑してしまうので、スペースか施設数をもっと増やしてほしい
- ・本を増やしてほしい、CD・DVD の種類も少ないので、子ども向けの DVD を増やしてほしい

中・高校生

- ・友達と遊んだり、職員と交流できたりするところ、相談にも乗ってくれるので過ごしやすい
- ・職員・館長が優しい、面白い、頼りになる、過ごしやすい
- ・イベントが多くある
- ・利用できる時間が長い
- ・音楽もできたりする
- ・Wi-Fi を使うことができる
- ・第2の家のよう

- ・年齢が高くても遊びに来れる雰囲気がある
- ・トイレがきれい
- ・お菓子や食事をもらえることがあるので嬉しい
- ・20時まで開いている児童館をもっと増やしてほしい
- ・食べ物の自動販売機があるといい
- ・小学生が使える部屋と中学生が使える部屋を分けた方がお互い安心できると思う

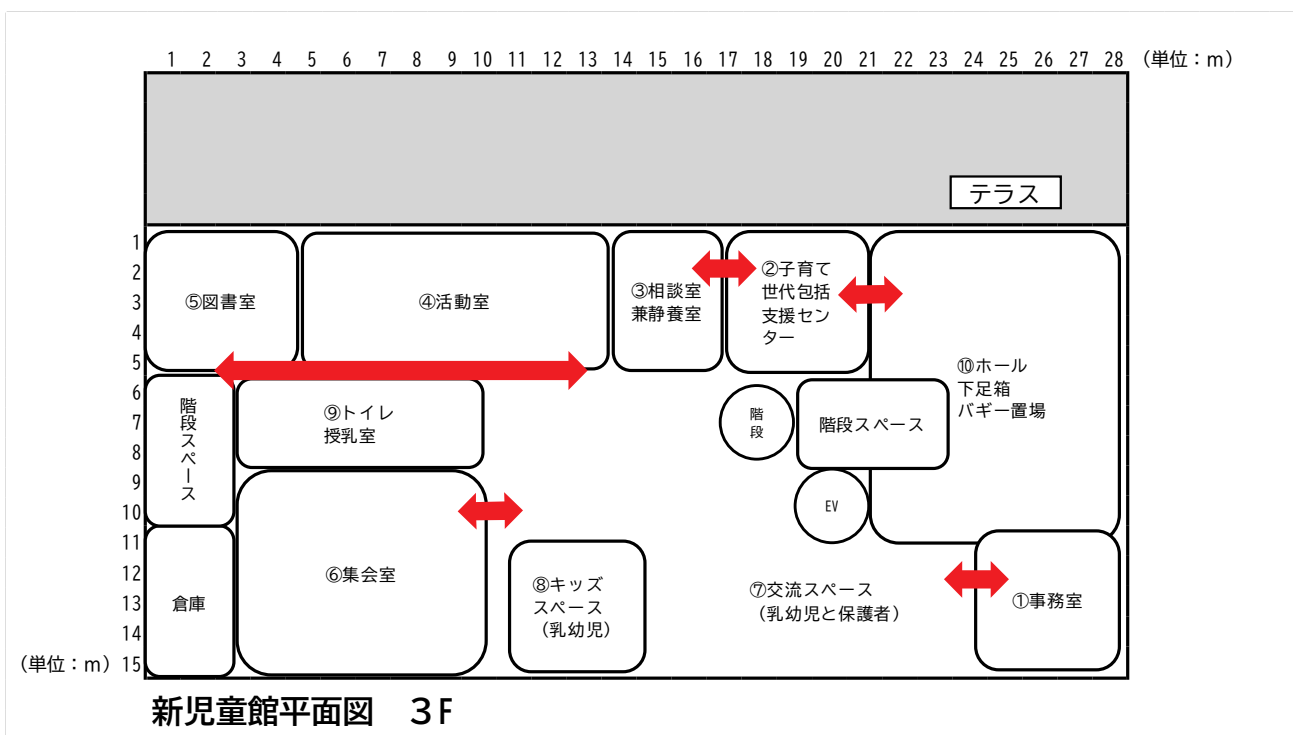
■児童館アンケートでの意見（抜粋）

- ・ゆうぎ室で自由にボールを使いたい
- ・大きい机があるといいな
- ・小学生でも遊べる遊具
- ・雨の日にも体を動かせるようなスペース
- ・抱っ子紐の貸し出し、ベビーベッド（少し眠る）、有料ランチタイム（交流の場）
- ・小学生でもスイッチができる
- ・保育付きのパパママ向けイベント
- ・昼寝スペース
- ・トランポリン、ボルダリング、運動健康器具
- ・小学生と幼稚園以下の子供が完全分離で遊ばせられると小さい子を持つ親として助かります
- ・子ども食堂
- ・配慮や支援が必要なお子さんに対応できる職員にいてほしい
- ・勉強をするための静かな場所が欲しい
- ・祝日、土日で遊べる児童館があればとても助かります
- ・未就学児専用スペースは乳幼児と幼児を分けられたら分けてほしい
- ・他の近くの児童館と休館日が被らないと嬉しいです
- ・狭くなく、窓があって外が見えるような開放感ができるようにしてほしい、広く窓から外の景色がよく見える感じがいいです
- ・学年や年齢で分けたりする。スイッチをおいてほしい
- ・スタッフ体験をさせてほしい
- ・調理があったら、友だちとなんか作りたいときとかに場所に困らないし、近場で良き
- ・Wi-Fiがあったら勉強するときにiPadが使える
- ・幼稚園児や小学生の本だけでなく、中学生や高校生も読める本や小説を増やせば利用しやすいです
- ・飲み物やおやつ、おむつ（少量）、ミルクなどの自動販売機
- ・こどもが小さいので、玩具を借りるところが各部屋から見えるようになっていて助かります（上の子が自分で借りに行く。下の子は部屋で遊んでいるのを一人で見るのが難しいなと感じるので）
- ・保育園の後、たくさんの荷物を持っているので、置く場所があると嬉しいです
- ・Wi-Fi設備と、楽器演奏可の防音部屋が特にほしいです。できればそこにピアノ、アンプなどの小物類も欲しいです
- ・子育て世代にとって、児童館の存在は大変ありがたいものなので、児童館が増えることはとても望ましいことです。駐車スペースもできるだけあると良いと思います

- ・幼稚園の後に利用したいのですが、何か体験や工作などできると親子で楽しめて嬉しいです。以前に「大切な人にメッセージカードを作る」みたいのに参加して、とても良かったので、例えば1週目は月曜、2週目は火曜のように用事や習い事があっても月1くらいは参加できる！みたいになると尚うれしいです。職員の方の負担になってしまうと思うのですが・・・
- ・年齢ごとの専用スペースや時間区分がしっかりとあると、月齢の小さな子を連れてくるのに安心できる。ボール遊び禁止の公園が多いので、運動スペースがあるのは嬉しい
- ・おむつ替えスペースとトイレが別だと混んでいるときに助かる
- ・様々なイベントを計画していただけると保護者もリフレッシュできありがたいです
- ・大型ソフトブロックやアスレチックのような大型遊具があると良いと思います。また駐車場スペースが広くて、屋根があつたりすると雨の時や風が強い時も小さな子を連れて利用しやすいと思います。（屋内駐車場や地下駐車場ならありがたいです）
- ・幼児室以外の部屋も床暖房が入っていたら嬉しいです
- ・児童館内に入った時の空間が広いところが好きです！トイレに生理用品やこども用トイレがあると嬉しいです
- ・0歳児が安心して遊べるスペースを作ってほしい。アクティビティジャンパーなど、ベビーが遊べる大きめの遊具が設置されていると嬉しいと思う。幼児用トイレが幼児専用の部屋の中にある事はとても助かるので、新しい児童館でも実現してほしい。幼児が使用できる体操用具（マット、平均台、跳び箱、室内用鉄棒など）があると良いと思う。充分な駐車場の用意をお願いします
- ・未就学児と過ごす場所として児童館は大変重宝しているので、新しい児童館の建設は嬉しいです。どなたでも行きやすいよう、十分な広さの駐輪場と駐車場の整備も併せて希望します
- ・五小区域にランドセル事業のできる児童館がないので、放課後そのまま遊びに行けるようになってほしい
- ・子ども食堂と図書館が欲しい
- ・児童館を利用する人の意見ばかりではなく、あまり行かない。と答えた人が、何故行かないのか、行きたいけどいけないのか、どうだったら行きたいと思うのかなど、行かない人の意見をもっと聞くべき。支援や配慮が必要なお子さんも行ける場所でなければ増やす意味無し
- ・もし大地震が来ても備えられるように避難スペースをつくってほしい
- ・今回、五小の児童と保護者向けのアンケートとのことですが、ウチには特別支援学校に通う、自閉症の小学生もいます。特別支援学校に通っていると、地域の人たちと交流する機会は少なく、障害を理解してもらうこともなかなか難しいです。児童館も、障害のある子たちが利用することを想定した、インクルーシブな児童館を作ってください。インクルーシブ教育とずっと言われていますが、五小の特別支援学級に通っても、通常級と交流できるのは、行事くらいで、健常児と障害児が交流できることは少ないです
児童館は、地域の人とふれあえる貴重な場で、いろんな子がいることを知ることも共生社会の礎だと思いますので、ご検討よろしくお願いします
- ・支援級に通う子の保護者です。子供が大きくなるにつれ、遊ぶ場所に困るようになりました。小学生になると、親と児童館や公園に来る子は減っていきます。放課後デイを利用することは可能ですが、デイに行きだからない、馴染むことができなかったため、放課後は家で過ごしています。夏休みなど長期休みは、本当に過ごし方に困り、毎年気が狂うような思いでいます。新しく児童館ができるということで期待しています
- ・新しい児童館に、年に数回でも「障害のある子の日」「気がかりのある子の遊ぶ時間（部屋）」があると良いなと考えています

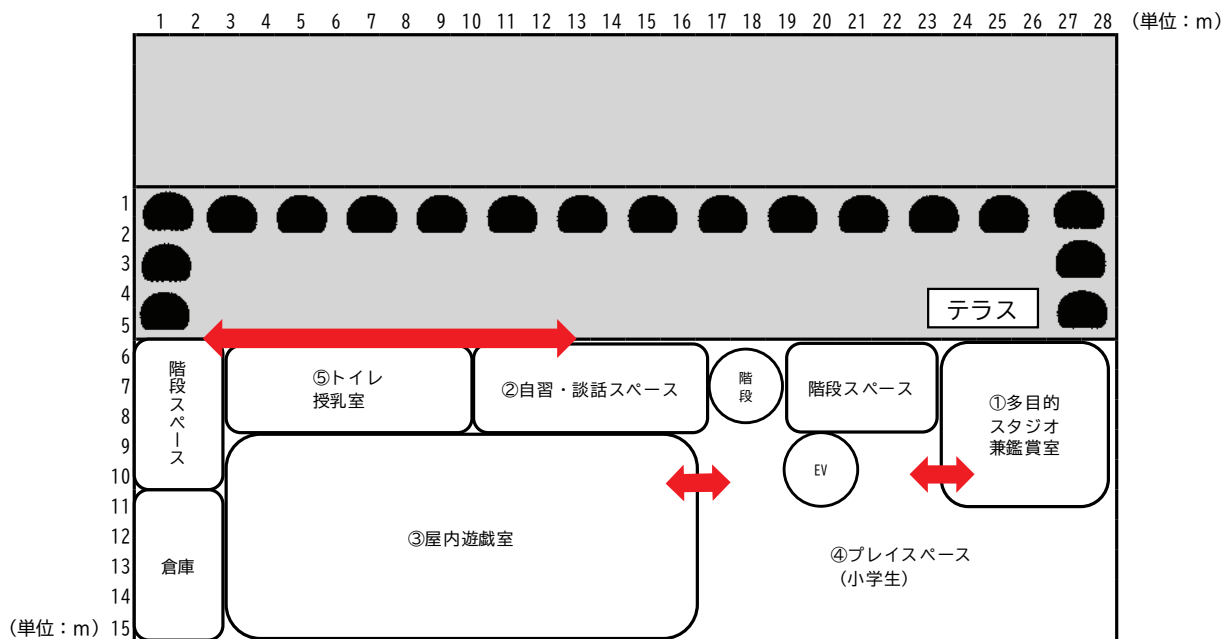
3 新児童館の機能について

子ども・子育て支援の方向性や、これまでの児童館管理運営事業、また、寄せられた市民意見等を踏まえつつ、施設特性等を勘案しながら部屋の配置や利用イメージを検討した。



●主な特徴・機能

- ・館内でWi-Fiが使用できる環境を整えます。
- ・フロア内に大型モニターを設置し、子育て情報等が放映できる仕掛けを整えます。
- ・交流スペースは小さなお子さんと保護者がくつろげるような創りとし、キッズスペースはじゅうたん敷きを施すなど配慮します。
- ・子育て世代包括支援センターと児童館は別の窓口としますが、子育てコンシェルジュを配置するなど事業連携等を図りつつ妊産婦や幼児、子育て期の保護者が集え、子育て相談ができる場所を目指します。



新児童館平面図 4 F

●主な特徴・機能

- ・館内でWi-Fiが使用できる環境を整えます。
- ・フロア内に大型モニターを設置し、映像やゲーム等を使用した世代間交流事業を促すような機能と仕組みを整えます。
- ・プレイスペースで時間により利用者ターゲット（AM：子育て世代、夜間：中高生）を意識した部屋にできるよう可動式の壁などを配置します。
- ・音楽やダンスができる防音設備を備えた多目的室を整えます。
- ・遊戯室は高さを確保しつつバスケットやドッジボール等ができるよう整えます。
- ・テラスに植栽を植えるなどの転落防止対策を施し、屋外でも遊べるスペースを整えます。

●施設検討における大切な視点

アンケートにおいて、児童館を利用できない、利用をためらってしまうようなご意見が寄せられていることから、施設にバリアフリー対策を施すとともに、支援や配慮が必要なお子さん、保護者が積極的に利用していただけるようインクルーシブな児童館運営を目指します。

■機能ごとの利用イメージ

3F

◆①事務室

事務室はフロア全体が見渡せるよう開放的な窓口を配置し、おもちゃ等の貸し出しが行いやすいようローカウンターを設置します。なお、上階部分をモニター監視できるようカメラや放送設備を備えます。（①には職員の更衣・休憩スペース等も含まれます。）

◆②子育て世代包括支援センター、③相談室兼静養室

子育て世代包括支援センターを配置し、子育てに関するさまざまな相談等を受ける窓口を設けます。また、個別相談につながる場合や静養を必要とする利用者を受け入れるための相談室兼静養室を配置します。（②には職員の更衣・休憩スペース等も含まれます。）

◆④活動室

室内にはキッチンや流し等を配置し、調理事業や食育イベント、子ども食堂などのプログラムにも対応できる空間を創出します。

イメージ：ほんちょう児童館活動室



◆⑤図書室



こども向けの図書や子育て情報誌等を配置するほか、朝霞市立図書館のホームページを閲覧できる端末を配置します。

イメージ：ほんちょう児童館図書室

◆⑥集会室

平日の午前中は産前産後事業、午後は小学生、夜間の中・高校生が利用できる空間を創出するため、パーティション設備等を備えるなど、フレキシブルに活用できる空間とします。なお、休日は小学生、中・高校生が思い思いに過ごせるスペースを創出します。

イメージ：ほんちょう児童館集会室



◆⑦交流スペース、⑧キッズスペース



フロアー内に「子育て世代包括支援センター」が併設されることから、妊娠期から子育て期の乳幼児と保護者の方が多く来館することが想定されます。交流スペースは乳幼児と保護者がゆっくりと過ごせる空間とするため、目の届く位置にキッズスペースを配置します。また、保護者の日常的な子育ての相談ができるよう、専属スタッフ（コンシェルジュ）を配置して、保護者とコミュニケーションをとりながら悩みなどを引き出していく取組を展開します。

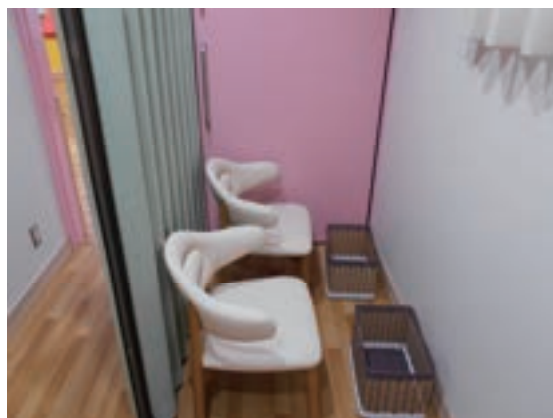
イメージ：みぞぬま児童館ちびっこルーム

◆⑨トイレ・授乳室

トイレは、子どもにもプライバシーがあることを考慮し、周りからの視線に配慮した備え及び配置にします。また、おむつ替えスペースや授乳室（洗い場を含む）を設けます。

※施設全体を通して、ユニバーサルシートやオストメイトの設置について検討します。

イメージ：ほんちょう児童館授乳室



◆⑩ホール・下足箱・バギー置場



玄関は気軽に入りやすい備えとしながら、セキュリティ面に配慮します。車椅子やベビーカーを引いた方も利用しやすいよう、空間を広く設ける、フラットな床とするなどのバリアフリーに配慮します。また、下足箱、バギー置場を設けます。

イメージ：ひざおり児童館玄関スペース

4 F

◆①多目的スタジオ兼鑑賞室

中・高校生のバンドやダンスの練習など、子どもから大人まで幅広い世代が活動できる防音対策を施した空間を創出します。

イメージ：ほんちょう児童館多目的室



◆②自習・談話スペース



中・高校生が自習や談話など、自由に過ごせる空間を創出します。

イメージ：ほんちょう児童館3 Fロビー

◆③屋内遊戯室

異年齢のこどもが自由に体を動かして遊べる空間とします。学校の状況や時間帯によって利用者が変わるものと考えますが、お互いに譲り合い、状況判断しながら遊ぶことを期待します。

中・高校生はバスケットやドッジボールなどのスポーツ、小学生はボール遊び、ボルダリングやトランポリン、一輪車や縄跳びなど、思いっきり体を動かせる空間を創出します。

イメージ：ひざおり児童館ゆうぎ室



◆④プレイスペース



小学生が思い思いに過ごせるスペースを創出します。なお、夜間は中・高校生が使用できる空間を創出するなど、フレキシブルに活用できる空間とします。

イメージ：みぞぬま児童館プレイルーム

◆⑤トイレ・授乳室

トイレは、子どもにもプライバシーがあることを考慮し、周りからの視線に配慮した備え及び配置にします。また、おむつ替えスペースや授乳室（洗い場を含む）を設けます。

※施設全体を通して、ユニバーサルシートやオストメイトの設置について検討します。

●テラスの考え方

複合施設の斜線規制から、3 F 及び 4 F 部分にはテラスを設けることとしています。このテラスを屋根のある屋外空間として利用することができれば、遊びや憩いの空間としての可能性が広がることとなります。

しかしながら、周辺への音漏れや転落防止対策などさまざまな検討課題があることから、今後、設計業者とその可能性について調整していきます。

●屋内遊戯室の考え方

屋内遊戯室は、ボール遊び等を行う場合はある程度の天井の高さが必要です。こどもたちの意見を踏まえ「ボール遊びができる場所」を創出するためには、屋内遊戯室の高さを屋上部分を上に伸ばすことで確保することができる可能性もあります。

しかしながら、複合施設全体の敷地面積や容積率、予算等にも限りがありますが、今後、設計業者とその可能性について調整していきます。

●館内での飲食の考え方

3 F の活動室や交流スペース、4 F の自習・談話スペースなどにおいては、飲食ができるよう検討し、食べこぼしなどに対応できるよう床材の材質について検討していきます。

■機能ごとの想定規模

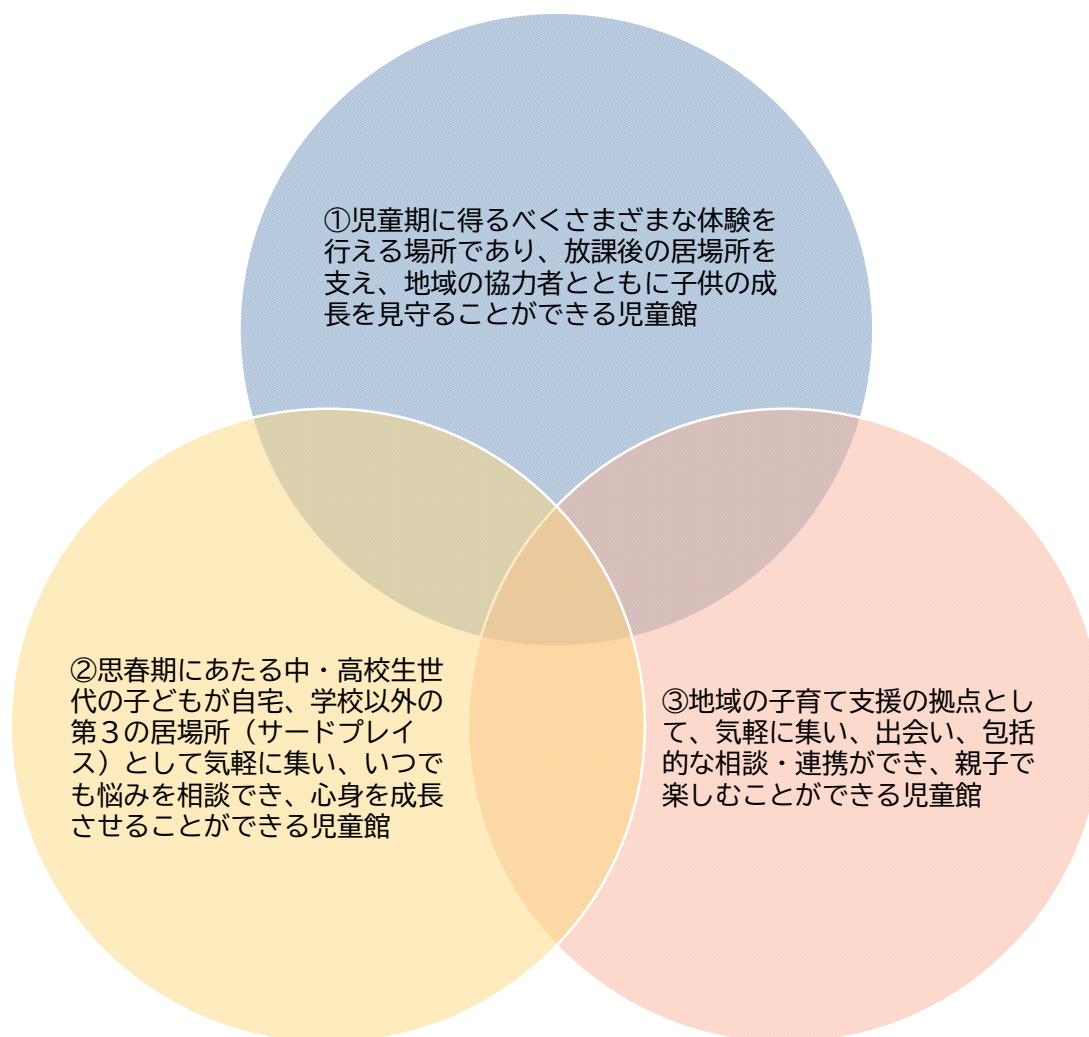
フロアー	導入機能（想定）	規模想定	規模算定の考え方
3 F	事務室（休憩室含む）	60 m ²	ねぎしだい 55.80 m ²
	相談室兼静養室	20 m ²	ひざおり 15.00 m ²
	活動室	60 m ²	ほんちょう 40.76 m ²
	図書室	30 m ²	ねぎしだい 27.60 m ²
	集会室（2部屋分割使用可能）	120 m ²	みぞぬま 49.00 m ² ×2 部屋
	交流スペース（キッズスペース含む）	130 m ²	ほんちょう 3F の 2 倍
	児童館部分合計	420 m²	
	子育て世代包括支援センター	60 m ²	
4 F	トイレ・授乳室 バギー置場 共有スペース（階段、倉庫）	140 m ²	
	多目的スタジオ兼鑑賞室	50 m ²	ほんちょう 55.91 m ²
	自習・談話スペース	70 m ²	ほんちょう 62.11 m ²
	屋内遊戯室	120 m ²	みぞぬま 120.00 m ²
	プレイスペース	60 m ²	ほんちょう 62.11 m ²
	児童館部分合計	300 m²	
	トイレ・授乳室 共用スペース（階段、倉庫）	140 m ²	

■施設全体の利用イメージ

◆多機能性を踏まえた児童館

児童館は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設であることから、大前提として児童・生徒の利用が優先されることとなります。

しかしながら、同フロア内に「子育て世代包括支援センター」が併設され、北朝霞・朝霞台方面における子育て施設としての役割や、中・高校生の居場所づくりの拠点としての役割も求められていることなどから、時間帯によって利用者層が利用しやすいよう、階層分けや部屋の区分などを考慮しつつ、多くの方に利用していただける児童館を目指します。



(仮称) 朝霞市 福祉等複合施設

基 本 計 画

令和 6年 1月

朝 霞 市

基本計画 目次

1 基本計画の目的	1
2 各機能の利用イメージと規模の設定	1
2-1 施設規模の条件	1
2-2 各機能の概要と規模	2
2-2-1 子育てしやすい環境の充実のための機能	2
2-2-2 福祉相談のサービス向上のための機能	5
2-2-3 防災機能の拡充	8
2-2-4 まちなかの交流やにぎわいづくり	10
2-2-5 その他の導入機能	12
2-3 施設規模のまとめ	14
3 施設整備イメージ	15
3-1 敷地内の土地利用・配置計画（配置・動線）	15
3-2 建物内配置計画	16
3-3 施設整備の留意事項	23
4 管理運営方針	26
4-1 管理運営の考え方	26
4-2 管理運営体制	26
4-3 施設管理方針	27
5 民間活力の活用	28
5-1 意見・結果	28
6 事業計画	30
6-1 事業手法	30
6-2 概算事業費の試算	32
6-3 事業スケジュール	32

1 基本計画の目的

この基本計画は、基本構想において決定した導入機能「(1)子育てしやすい環境の充実のための機能、(2)福祉相談のサービス向上のための機能、(3)防災機能の拡充、(4)まちなかの交流やにぎわいづくり、(5)その他の導入機能」を踏まえ、福祉等複合施設の利便性、機能性、周辺環境との連携を考慮し、具体的な計画案を示すものです。

2 各機能の利用イメージと規模の設定

計画地の特性や条件より建築可能な規模を確認したうえで、導入機能について、それぞれの規模を設定します。各機能の複合化を図るとともに、会議室やトイレ等を共用することでコンパクトな施設とします。

2-1 施設規模の条件

計画地の法規制等より、本複合施設の建築面積は最大約 800 m²、延床面積は、最大約 2,300 m²となります。また、現在は4階程度を想定しています。

なお、詳細は基本設計、実施設計にて検討を行うものとします。

【図表 1 計画敷地の諸元】

所在地	朝霞市西弁財1丁目16番地5,6
地目	宅地
敷地面積	約1,150 m ²
用途地域/ 立地適正化計画	第1種中高層住居専用地域／都市機能誘導区域
建ぺい率・容積率	60%(角地の緩和70%)・200%
高さ制限	25m高度地区
防火地域等	建築基準法第22条区域
周辺道路	市道(幅員8.0m、6.0m、4.0m)
斜線規制	前面道路斜線:1.25/1 隣地斜線:20m+1.25/1
日影規制	10m超の建物:5~10m/4時間以上、10m~/2.5時間以上
景観規制	朝霞市景観条例による「安全で快適な住まいゾーン」
浸水想定区域	—

【図表2 施設規模】

建築面積	最大約 800 m ²
延床面積	最大約 2,300 m ²
階数	4階程度

2-2 各機能の概要と規模

2-2-1 子育てしやすい環境の充実のための機能

子育てしやすい環境の充実のための機能は、児童館と子育て世代包括支援センターから構成されます。

子育て世代包括支援センターの機能を児童館機能と一体的な施設とし、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない子育て支援を行います。出産前から児童館を知っていただくことで、早い段階からの児童館での子育て支援を可能とします。

児童館

(1) 概要

児童館は、児童福祉法に基づき児童の健全育成等を目的とした施設で、現在、市内には6つの児童館があります。本施設は、7番目の児童館として、主に朝霞台駅周辺地域の住民や駅を利用する児童、親子の利用に供する施設とするほか、放課後や休暇期間中の中高生の居場所としての機能を重視し、「ほんちょう児童館」をイメージした施設とすることを想定しています。

(2) 機能等

【主な機能】

- 児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするための機能
- 子どもの安定した日常の生活の支援となる機能
- 子育て家庭への支援機能
- 中高生の居場所となる機能

【主な利用対象】 0歳～18歳までの児童とその保護者

【想定される諸室】 ※児童館ガイドラインに基づき市内の既設児童館を参考

- 集会室、活動室、図書室、相談室、事務室
- 屋内遊戯室、多目的スタジオ
- 中高生の居場所（自習、談話スペース）
- 子育て交流スペース（幼児を連れた保護者同士の交流やサークル活動が可能な空間）
- 多機能（子ども用）トイレ、授乳室（赤ちゃんの駅）

【想定される面積】

約720㎡（市内6か所の児童館の平均的な延床面積）

【必要な設備】

- 転落防止等の安全対策、周辺への騒音防止（子どもの遊び声）



朝霞市「ほんちょう児童館」(中高生の居場所:自習スペース)



朝霞市「ほんちょう児童館」(屋内遊戯場)



朝霞市「ほんちょう児童館」(受付案内)



(事例) 子ども用トイレ

子育て世代包括支援センター

(1) 概 要

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）で、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦や乳幼児に対し切れ目のない支援を実施します。

(2) 機能等

【主な機能】

- 妊娠届出や母子手帳の交付等を通して妊産婦・乳幼児等の実情の把握
- 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- 相談内容から、必要に応じて支援プランの策定と支援

【主な利用対象】 妊産婦、乳幼児

【想定される諸室】

- 相談室、乳幼児遊戯スペース、事務室

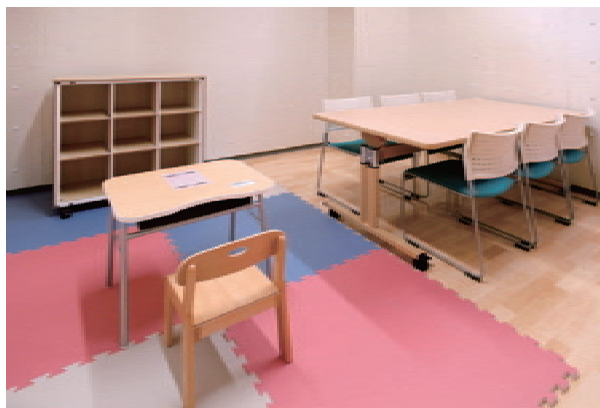
【想定される面積】

約 60 ㎡（相談室 10㎡程度）

（現在、保健センター内に開所している子育て世代包括支援センターと同等の面積）



朝霞市「保健センター」（現在の子育て世代包括支援センター）



（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」こども支援センター

2-2-2 福祉相談のサービス向上のための機能

福祉相談のサービス向上のための機能は、社会福祉協議会（地域福祉推進課）及び障害者基幹相談支援センターから構成されます。

2つの機能を一体的な施設とすることで、福祉相談のサービス向上を図るとともに、相談室等を共用することで効率的な施設運営が可能となります。

社会福祉協議会（地域福祉推進課の移転）

（Ⅰ）概 要

社会福祉協議会地域福祉推進課を移転し、社会福祉団体や関係者と連携を図りながら、様々な相談に対応できる総合相談体制の充実を図ります。

①福祉総合相談窓口の実施

生活再建や障害に関する相談等、個々の相談に対して、社協内各部署との連携及び組織内資源の活用や外部の専門職等との連携により多方面から支援を行います。

また、地域福祉活動やボランティア活動に対する相談・支援も行います。

（ⅰ）総合相談支援体制

（ⅱ）福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

（ⅲ）福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業、社会福祉協議会福祉資金貸付事業、彩の国あんしんセーフティーネット事業の支援）

（ⅳ）地域福祉活動・ボランティア活動支援事業

②障害者就労支援センター

障害のある方の就労支援と生活支援を総合的に行うため、一般就労の拡大を図るとともに職場定着支援を強化し、障害者の自立と社会参加を促進します。

③障害者相談支援センター

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、特定相談支援・障害児相談支援のサービス等利用計画の作成及び基本相談支援として障害のある方やその家族等の地域における各種相談に応じるなど支援の充実を図ります。

(2) 機能等

【主な機能】 ○高齢者、障害者、子ども、健康、生活困窮など、総合的な相談支援機能 ○募金業務、地域福祉活動計画策定、ボランティアセンターなどの地域福祉全般業務																				
【主な利用対象】 市民																				
【想定される諸室と面積】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名称</th><th>面積</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td><td>約 120 m²</td><td>職員数 20～22 人程度</td></tr> <tr> <td>団体利用室・会議室</td><td>約 70 m²</td><td></td></tr> <tr> <td>相談室</td><td>約 30 m²</td><td>3～4 室</td></tr> <tr> <td>倉 庫</td><td>約 20 m²</td><td>(別途、防災倉庫内に 30 m²)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約 240 m²</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※会議室や相談室は、専用会議室のほか、共用部のシェア利用も想定しています。 ※コンパクトな施設とするため、現況施設(はあとぴあ)の面積から縮小を図ります。			室名称	面積	備 考	事務室	約 120 m ²	職員数 20～22 人程度	団体利用室・会議室	約 70 m ²		相談室	約 30 m ²	3～4 室	倉 庫	約 20 m ²	(別途、防災倉庫内に 30 m ²)	合計	約 240 m ²	
室名称	面積	備 考																		
事務室	約 120 m ²	職員数 20～22 人程度																		
団体利用室・会議室	約 70 m ²																			
相談室	約 30 m ²	3～4 室																		
倉 庫	約 20 m ²	(別途、防災倉庫内に 30 m ²)																		
合計	約 240 m ²																			



朝霞市「はあとぴあ」(ボランティア情報コーナー)

障害者基幹相談支援センター

(1) 概 要

地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談・指導・助言等の業務を総合的に行い、地域の障害者相談支援体制の強化を行います。

(2) 機能等

【主な機能】

- 総合的な障害者相談支援・権利擁護
- 地域の障害者相談支援従事者に対する専門的な助言等の支援者支援
- 関係機関等の連携の緊密化の促進

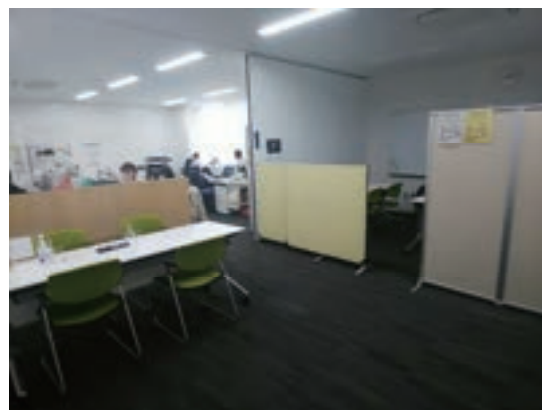
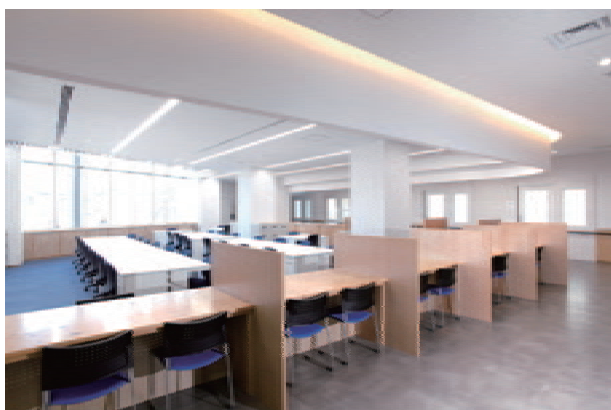
【主な利用対象】 障害者相談支援従事者、市民

【想定される諸室】

- カウンター、事務室
 - 相談室（他機能と共用を含む）
- ※市民の相談に対応できるスペースを確保

【想定される面積】

約 60 ㎡



（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」福祉相談窓口カウンター （事例）杉並区「ウェルファーム杉並」基幹相談支援センター

2-2-3 防災機能の拡充

防災機能の拡充は、災害ボランティアセンター及び防災倉庫機能（帰宅困難者支援用）から構成されます。

災害発生時には、市と社会福祉協議会とが連携し、ボランティア対応等が円滑にできるようになります。また、平常時には空間の有効利用を図り、住民や施設利用者の防災意識の啓発にも努めていきます。

災害ボランティアセンター

(1) 概要

災害ボランティアセンターは、「朝霞市地域防災計画」に基づき、災害発生時に市と社会福祉協議会が連携してボランティアへの対応を行うために開設するもので、現在は朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）を設置場所としています。

令和元年の台風19号による災害では、朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）が浸水し、一時的に利用できない状況となったことから、安全性確保のために本複合施設へ設置場所を変更するものです。

なお、開設に当たっては、平常時の施設利用者や地域住民の交流スペースを活用します。

(2) 機能等

【主な機能】
○災害時における災害支援ボランティアが参集しやすく、災害支援活動ができる機能
【主な利用対象】 災害時（ボランティア活動団体等、市民）
【想定される諸室】
○ボランティアの受付、コーディネートに対応できる屋内スペース・屋外スペース
【想定される面積】
約 200 ㎡（約100名の活動を想定）
【必要な設備】
○通信設備（電話・インターネット）、コピー等機器使用のための電気設備

防災倉庫機能

(1) 概 要

東日本大震災の際には、公共交通機関の運休などで多くの帰宅困難者が発生し、産業文化センター・リサイクルプラザ等において、約300名の帰宅困難者を受け入れました。

今後も大規模な災害が発生した場合の備えとして、主に帰宅困難者用の毛布・マット類、保存食等の物資を備蓄する機能を確保します。

また、社会福祉協議会も災害ボランティアセンター用資機材の保管場所として倉庫の一部を利用することを想定しています。

(2) 機能等

【主な機能】

○朝霞台・北朝霞駅周辺として、主に帰宅困難者支援のための資材等収納機能

【主な利用対象】 災害等発生時(帰宅困難者支援)

【想定される諸室】

○建物外部からの搬入出動線の確保

○危機管理室・社会福祉協議会スペースの区分

【想定される面積】

①危機管理室：帰宅困難者支援用	約 90 m ²	
②社会福祉協議会：災害ボランティアセンター用	約 30 m ²	計 約 120 m ²

(参考)

・東日本大震災時の帰宅困難者受入実績300名分を想定し、必要物資数(毛布・マット)から想定面積を算出

・災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)の活動資機材(スコップ、一輪車等)の保管



朝霞市内 防災倉庫の収納物

2-2-4 まちなかの交流やにぎわいづくり

まちなかの交流やにぎわいづくりは、施設内に交流スペースを創出するほか、イベント等にも活用できるオープンスペース（テラス）を設置します。

地域住民が集い、活動や交流を通じて、日常的な地域コミュニティの形成に寄与することで、社会福祉活動や地域防災に関する意識啓発につながるとともに、朝霞台・北朝霞駅周辺の地域活性化にもつながることが期待されます。

交流スペース

(1) 概 要

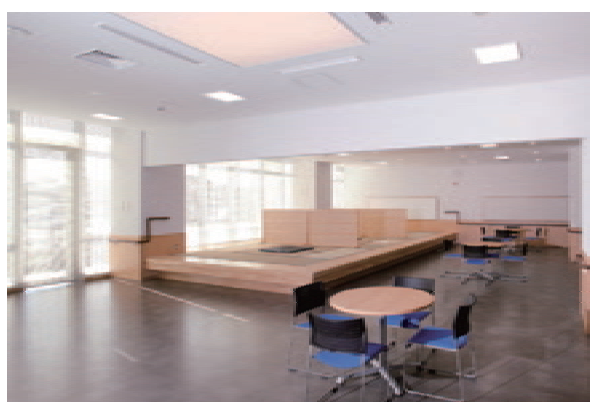
施設利用者（子育て世代、中高生、福祉事業者等を含む）や地域住民が自由に利用できるフリースペースとして、地域コミュニティ形成などに寄与する場です。

1階部分については、屋内外で一体的に活用できるオープンスペース（テラス）を設置し、まちなかににぎわいを創出する魅力的なつくりとします。

また、2階部分については、効率的な空間利用のできる複合施設として、災害時には災害ボランティアセンターとして活用します。

【想定される活動】

- 談話、休憩、読書、自習
- 子育て中の保護者の交流、情報交換（軽飲食スペース等）
- 地域住民、ボランティア団体等の交流
- 福祉に関する情報交換や相談、福祉事業者等の打合せや作業
- ミニマルシェ（直売）、セミナー等
- 地域の情報発信ベース（ボランティア団体、活動の紹介等）



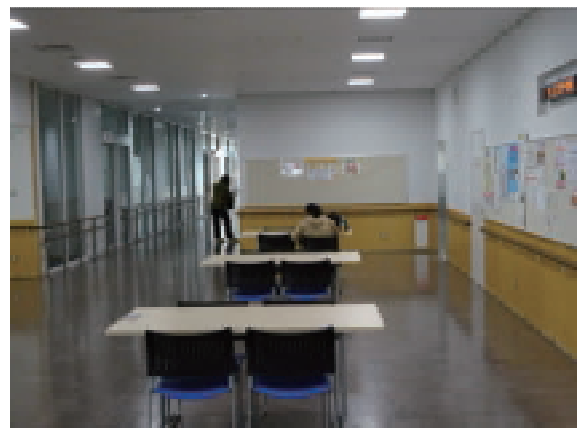
（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」

(2) 機能等

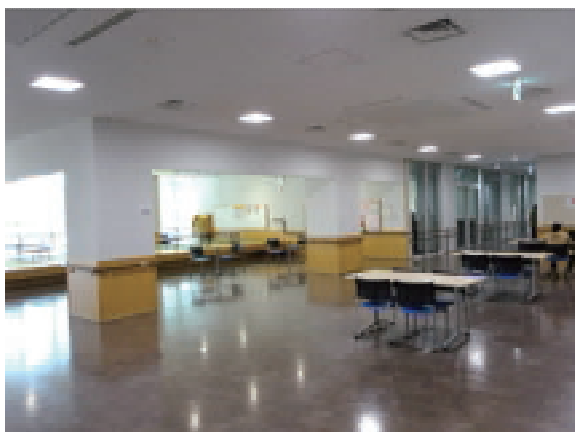
【主な機能】 ○地域の住民が気軽に立ち寄ることができるスペース ○多世代の交流によるにぎわいの創出
【主な利用対象】 来館者、地域住民（年代問わず）
【想定される諸室】 ○間仕切りのない空間（テーブル・椅子、ソファ等があるフリースペース） ○畳やクッションマットの小上がり ○壁面を活用したボランティア情報の発信や展示ギャラリー ○軽飲食スペース、にぎわいスペース ○屋内外で一体的に活用できるオープンスペース（テラス）
【想定される面積】 ①約 100 ㎡（軽飲食スペース、にぎわいスペース） ②約 200 ㎡（災害時はボランティアセンターとして利用）
【必要な設備】 ○電気設備、厨房設備（給排水設備）、Wi-Fi 等



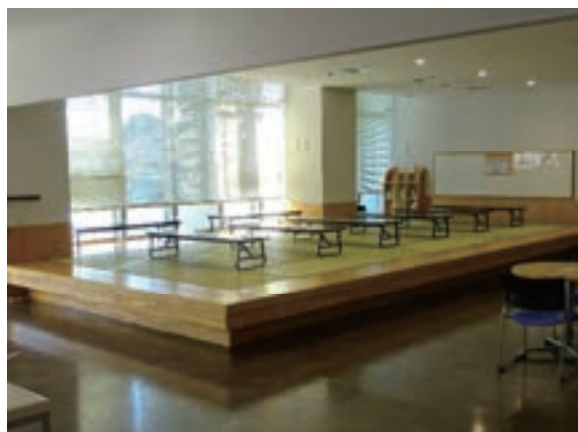
（事例）本庄市「市民活動交流センター」



（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」世代間交流広場



（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」世代間交流広場



（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」畳敷小上がりスペース

2-2-5 その他の導入機能

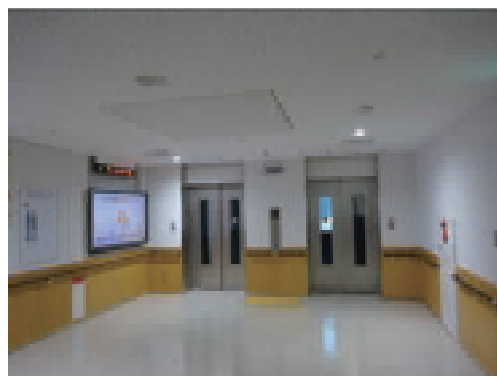
その他の導入機能は、共用機能（屋内・屋外）、駐輪場・駐車場で構成されます。

共用機能（屋内）

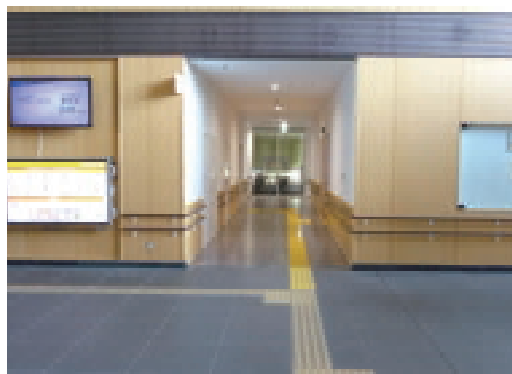
機能の複合化に伴い、共用空間を設けることで、効率的な施設とします。また、できる限り空間を多目的に利用することで、コンパクトな施設整備に努めます。

【想定される諸室】

- ロビー・ホール（案内インフォメーション）
- 会議室、相談室（複数の機能で共用。室の大きさを変更できる可動式間仕切り）
- トイレ（多機能トイレ）、授乳室（赤ちゃんの駅）、給湯室、更衣・ロッカー室
- 昇降設備（ベビーカー、車いすや障害者も利用しやすいエレベーター、階段）
- 施設管理事務室、清掃員等控室
- 設備室（電気室、機械室等）



（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」開放的なロビー （事例）ベビーカーや車いすも乗り降りしやすく安全なエレベーター



（事例）所沢市こどもと福祉の未来館（誘導ブロック・大型モニター） 朝霞市「ほんちょう児童館」（Wi-Fi 設備・監視カメラ）

共用機能（屋外）

建物外周には、安全性や快適性確保のため、歩行者空間や緑地を設けるとともに、オープンスペース（テラス）を設置します。

また、周囲への日影の影響を抑制するため建物構造上必要となるテラス空間についても、緑化を行います。

【想定される諸室】

- 地上部 : 歩行者空間、緑地、オープンスペース（テラス）、災害用自家発電設備、水栓、洗い場、バックヤード（ごみ集積等）
（交流スペースと一体となって憩いやマルシェ等に利用できる空間）
- 建物上部 : 屋上緑化、壁面緑化、太陽光発電設備（ソーラーパネル）等



（事例）朝霞市にぎわい創出実証実験の様子（小さなテラスでのキッチンカー）

【駐車場・駐輪場】

計画地は駅から徒歩5分程度に立地していることや主に地域住民の利用を想定していることから、徒歩や自転車での利用を基本に考えます。

送迎車両や管理用車両、職員用車両（訪問サービス用車両）など必要最小限の駐車場（10 台程度）と主に児童用、職員用の駐輪場（20 台程度）を確保するものとします。

2-3 施設規模のまとめ

【図表3 機能別施設規模(案)】

導入機能	想定される施設・設備等	規 模
子育てしやすい環境の 充実のための機能	①児童館 ②子育て世代包括支援センター	① 約720㎡ ② 約 60㎡
福祉相談のサービス向 上のための機能	①社会福祉協議会(地域福祉推進課) ②障害者基幹相談支援センター	① 約240㎡ ② 約 60㎡
防災機能の拡充	①災害ボランティアセンター (平常時は交流スペースとして活用) ②防災倉庫機能(帰宅困難者支援用) ※社会福祉協議会用のスペース(約30㎡)を含 む	①(約200㎡) ② 約120㎡
まちなかの交流やにぎ わいづくり	①交流スペース(1階) ②交流スペース(2階)	① 約100㎡ ② 約200㎡
その他の導入機能	【共用機能】 ①会議室 ②更衣室 ③ホール、廊下、トイレ、階段、設備諸室 等	① 約120㎡ ② 約 40㎡ ③ 約580㎡

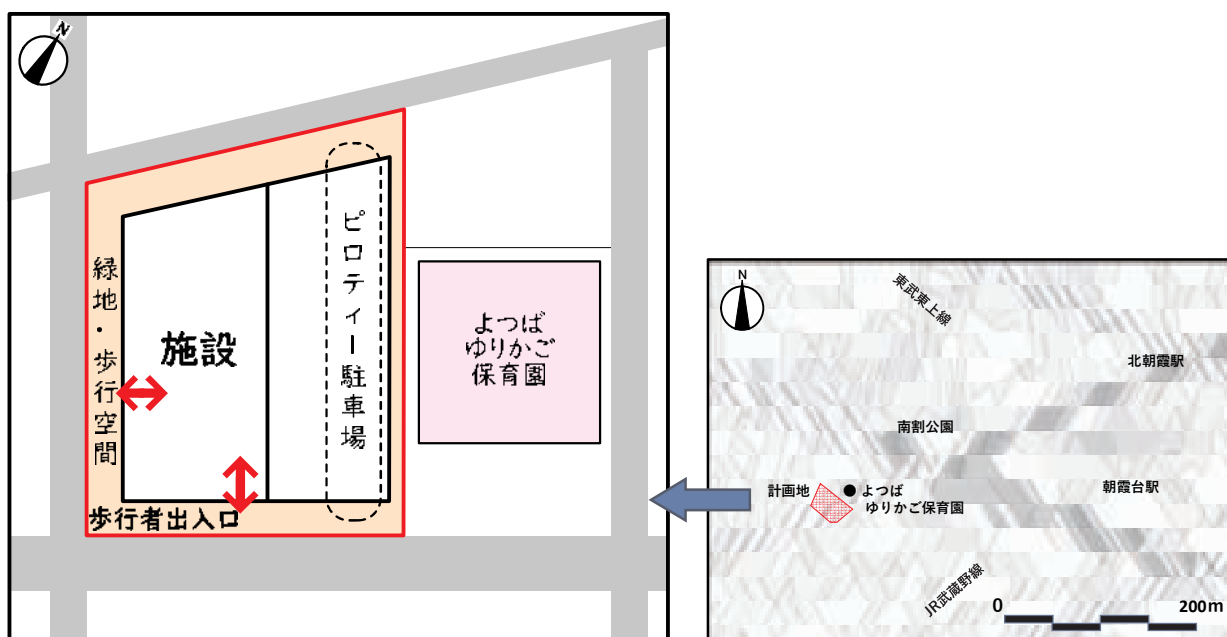
※規模は概ねの面積を示すもので、設計段階で調整が必要となります。

3 施設整備イメージ

3-1 敷地内の土地利用・配置計画（配置・動線）

計画地の土地利用・配置計画は、アクセスや利便性のみならず、交通安全対策を十分に考慮して設定します。

- ・駅からの来所も想定し、敷地南側の市道に歩行者出入口を配置します。
- ・歩行者と自動車の動線は分離して安全性を確保します。
- ・西側、北側の市道は歩道がないため、敷地境界から建物を後退（セットバック）して敷地内に歩行者空間や緑地を確保します。
- ・限られた敷地のなかに建物と駐車場を効率的に配置するとともに、乗降の際に屋根があるピロティ形式の駐車場（建物下駐車場）とします。
- ・歩行者出入口は、道路への飛び出し防止など、十分な安全対策を講じます。



【図表4 敷地内の土地利用・配置計画と周辺図】

※イメージであり、設計段階で変更する場合があります。

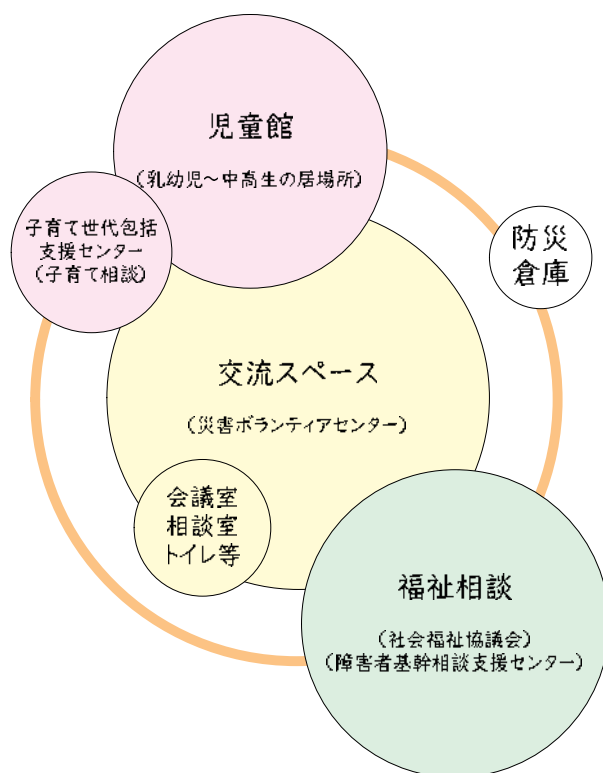
3-2 建物内配置計画

建物内ゾーニングは、各機能の関連性や利用特性を考慮して設定します。なお、ここで示すものは概念を表すものであり、今後、設計段階に詳細な検討を進めていきます。

(1) ゾーニングの考え方

各機能の相互連携が必要となることから、機能のまとまりを考慮しながら建物内のゾーニングを検討します。

- ・児童館、子育て世代包括支援センターは利用者層が乳幼児、親子連れ等同様であるため、同一フロアに配置します。
- ・福祉相談機能の社会福祉協議会、障害者基幹相談支援センターは、相互連携を図るため、同一フロアに配置します。
- ・交流スペースは、子育て支援、福祉相談の両方からの利用を考慮した配置とします。なお、災害時には災害ボランティアセンターとしての役割を担うため、福祉相談機能と連携しやすい配置とします。



【図表5 ゾーニングの考え方(各機能の相互連携)】

(2) ゾーニング(案)

各機能の相互連携を考慮しながら建物内のゾーニング、各階フロア計画を検討します。

なお、ここでの検討は概念的な方針案であり、今後の設計段階において詳細な検討を進めていきます。

- ・導入機能や計画地の法規制により、建物は4階建とすることを想定します。このうち、3・4階は、斜線規制、日影規制により、床面積が1・2階より縮小することを想定します。
- ・1階には、ピロティ形式の駐車場、ホールのほか、交流スペース（軽飲食等）、防災倉庫、また、建物管理上必要となる管理・設備諸室を配置します。
- ・2階には、福祉相談機能を配置するとともに、交流スペース（災害時には災害ボランティアセンターとして活用）、施設利用者が共用できる会議室を配置します。
- ・3・4階には、主に妊産婦や子どもたちが利用する児童館、子育て世代包括支援センターを配置します。
- ・共用空間には、トイレ、階段・昇降設備、管理・設備諸室（電気室、施設管理用倉庫、事務室、清掃員控室等）を設けます。
- ・多機能トイレ、授乳室を設け、児童館フロアには、子ども用トイレ及びベビーカー置場も設置します。
- ・各フロアの移動は、階段のほかエレベーターを設置します。エレベーターは、ベビーカーや車いすでの利用を想定したものとします。

共用 140㎡	児童館 300㎡		テラス 180㎡			
共用 140㎡	児童館 420㎡				子育て 包括 60㎡	テラス 180㎡
共用 140㎡	交流スペース 200㎡ (災害ボランティアセンター)	会議室 60㎡	会議室 60㎡	更衣室 40㎡	障害者 基幹 60㎡	社会福祉協議会 地域福祉推進課 240㎡
共用・ロビー 160㎡	交流スペース 100㎡	防災倉庫 120㎡ (社協30㎡含む)	ピロティ・駐車場・駐輪場 420㎡			

【図表6 各階フロア配置計画(案)】

子育て包括：子育て世代包括支援センター

障害者基幹：障害者基幹相談支援センター

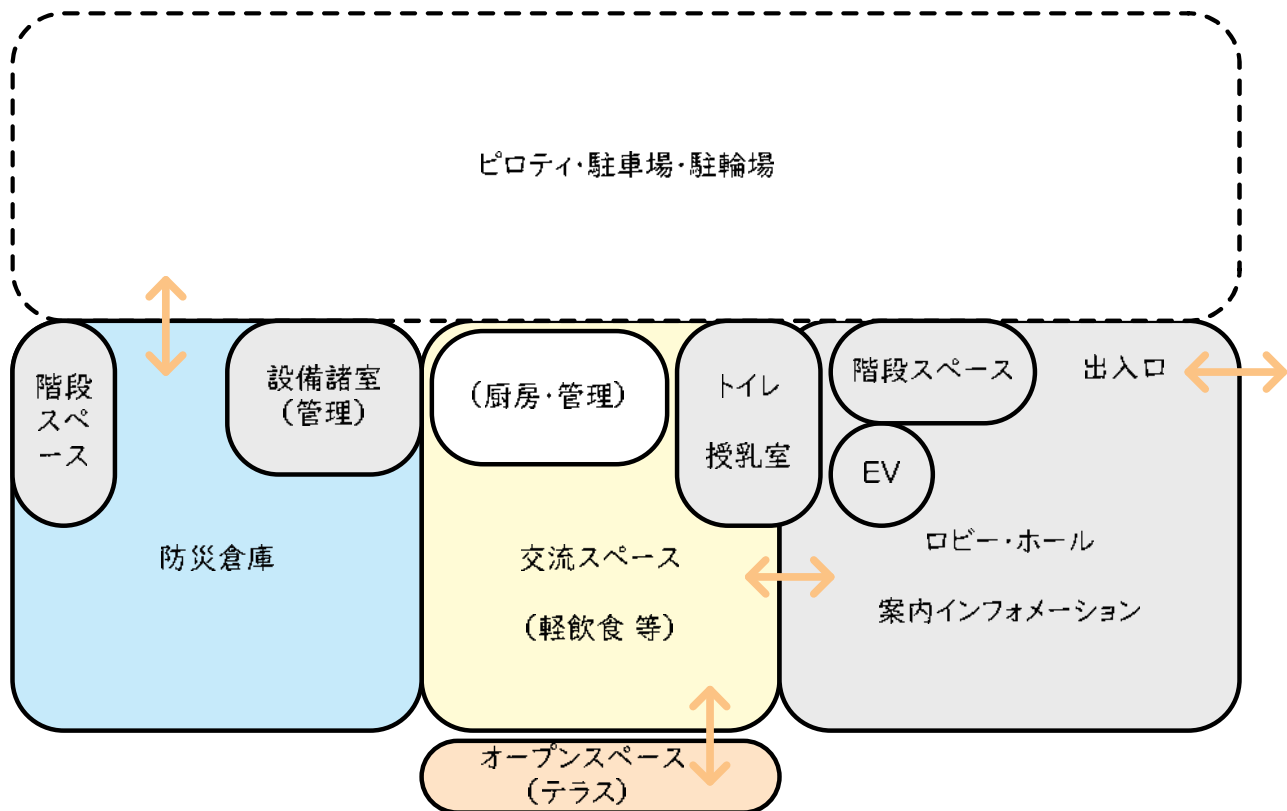
※図中の面積は目安となります。

※イメージであり、設計段階で変更する場合があります。

(3) 各階フロア計画(案)

【1階】

- ・ピロティ形式の駐車場、ホールのほか、交流スペース(軽飲食等)、防災倉庫、また、建物管理上必要となる管理・設備諸室を配置します。
- ・歩行者出入口、ホール、案内インフォメーションは、南側市道からアプローチしやすい位置とします。
- ・ホールに併設して交流スペース(軽飲食等)を配置します。交流スペース前には屋外テラスを設け、一体的な利用も検討します。
- ・防災倉庫は、外部(駐車場)から直接搬入出できる扉を設けます。
- ・設備諸室(電気室、施設管理事務室等)を配置します。
- ・階段は2か所、エレベーターは1か所を想定しますが、今後、運営管理計画と併せて詳細を検討します。

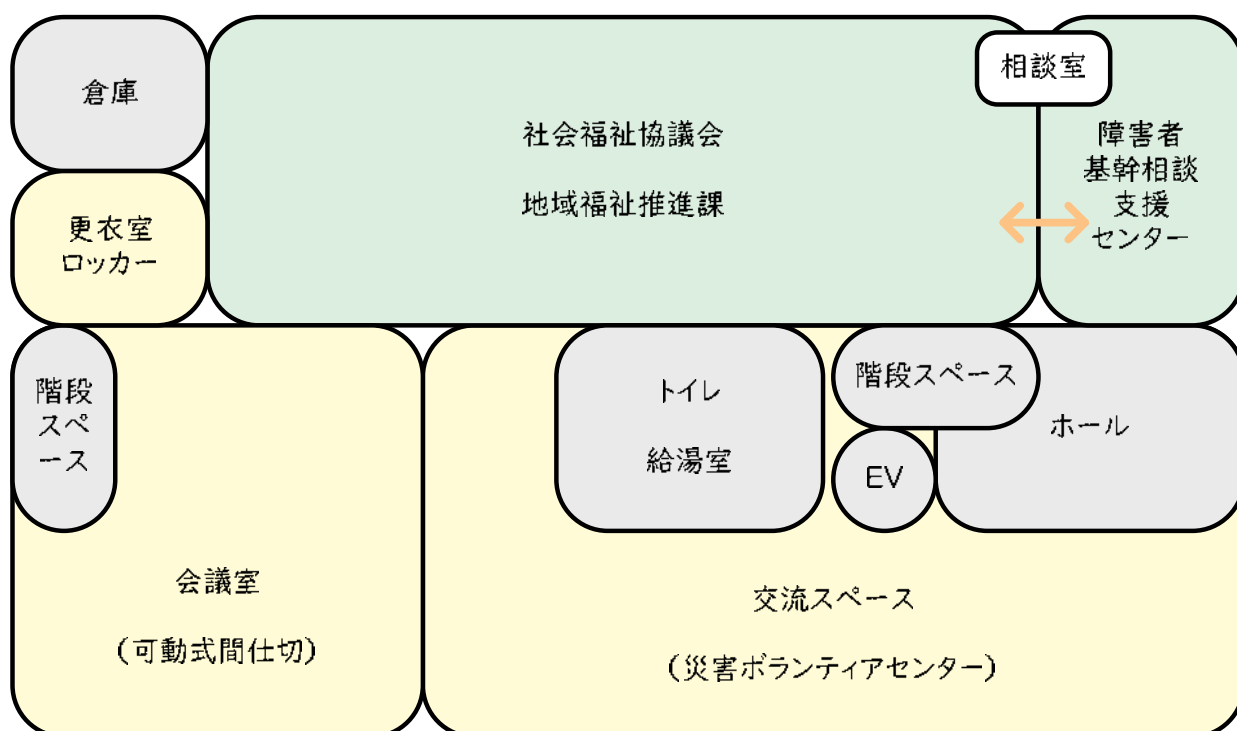


【図表7 1階フロア配置計画(案)】

※イメージであり、設計段階で変更する場合があります。

【2階】

- ・福祉相談機能として、社会福祉協議会（地域福祉推進課）、障害者基幹相談支援センターを配置します。
- ・交流スペースは、平常時は地域の交流の場として利用し、災害時には災害ボランティアセンターとして活用します。
- ・施設利用者が共用できる会議室を配置します。
- ・共用空間には、トイレ、階段・昇降設備、倉庫等を設けます。

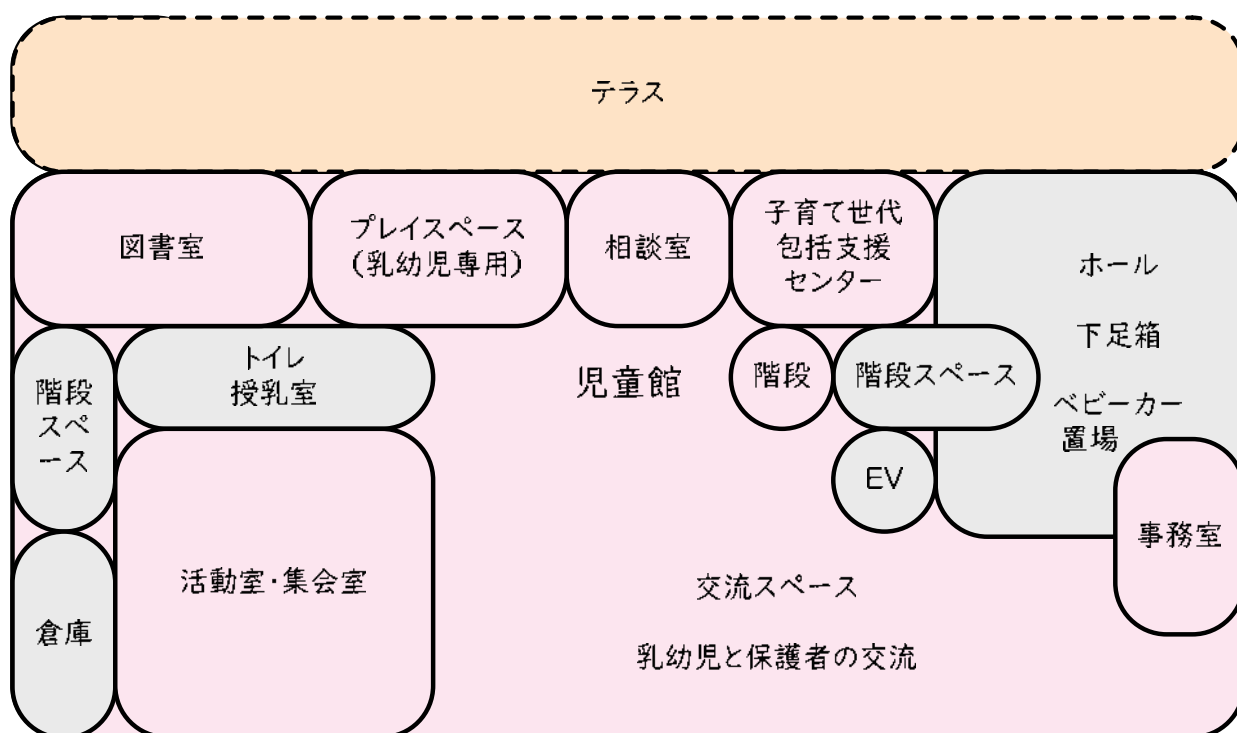


【図表8 2階フロア配置計画(案)】

※イメージであり、設計段階で変更する場合があります。

【3階】

- ・斜線規制、日影規制により、床面積が1・2階より縮小することを想定します。
- ・3・4階を児童館として、そのうち3階には、主に妊産婦や乳幼児が利用する機能を配置するとともに、子育て世代包括支援センターを配置します。児童館内には3・4階を往来できる専用階段を設けます。
- ・多機能トイレ、子ども用トイレ、授乳室を設けます。
- ・テラスは、屋上テラスとして、緑化空間を設けます。

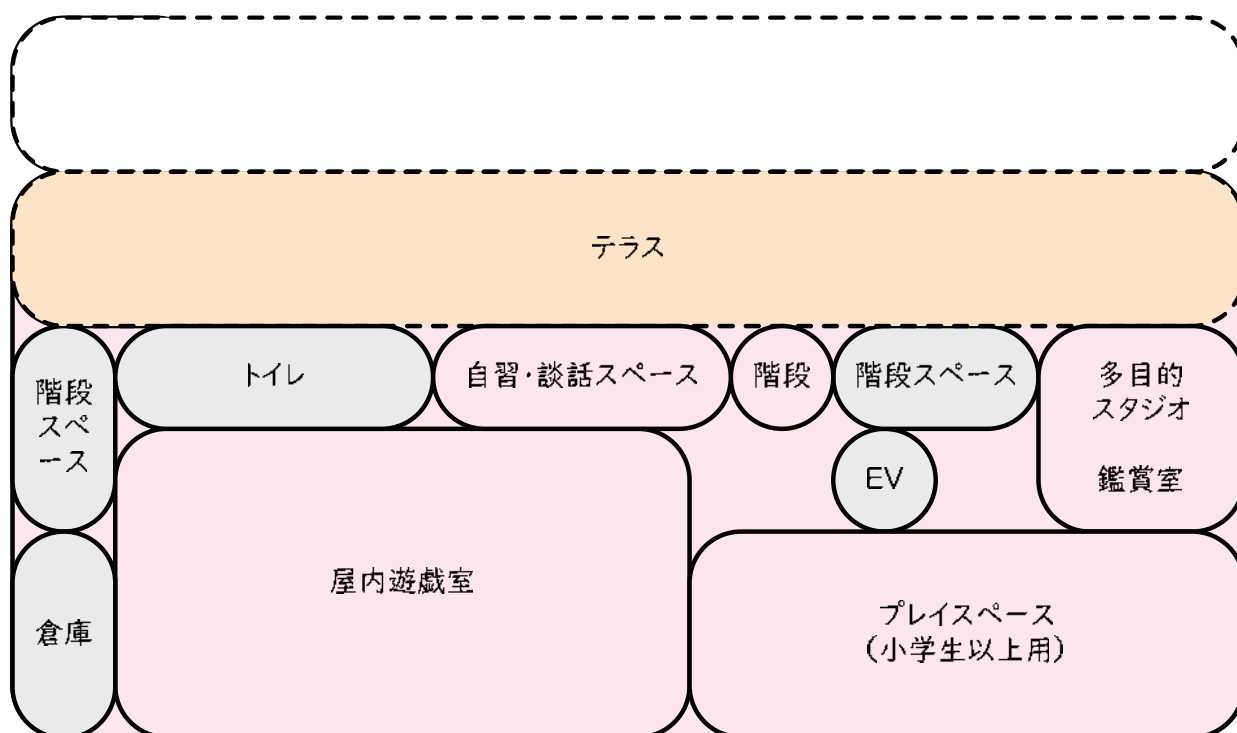


【図表9 3階フロア配置計画(案)】

※イメージであり、設計段階で変更する場合があります。

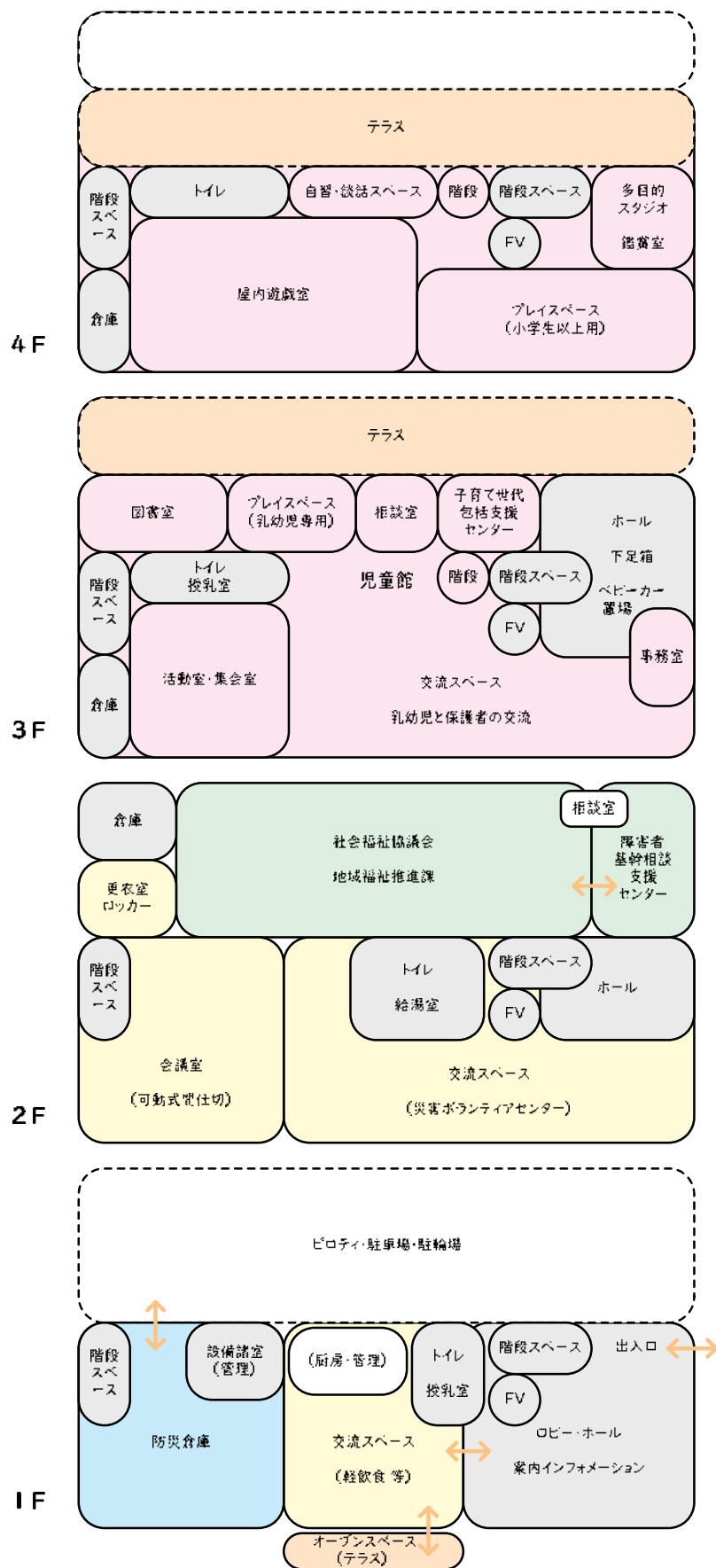
【4階】

- ・斜線規制、日影規制により、床面積が3階より更に縮小することを想定します。
- ・4階の児童館には、主に小学生や中高生を対象とした機能を主体に配置します。
- ・児童館は、市内に既設の児童館に倣い、活動諸室を設けます。なお、屋内遊戯室は、天井高を高くして球技やレクリエーションに活用できる空間とします。
- ・多機能トイレ、子ども用トイレを設けます。
- ・テラスは、屋上テラスとして、緑化空間を設けます。



【図表10 4階フロア配置計画(案)】

※イメージであり、設計段階で変更する場合があります。



【図表Ⅱ 各階フロア配置計画(案)】

3-3 施設整備の留意事項

(1) 建物の構造（耐震安全性）

本複合施設の耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年：国土交通省）において設定されている目標を達成するものとします。詳細は、設計段階において調整します。

【図表12 耐震安全性の分類】

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関等	I・II類	A類	甲類
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関（災害時の拠点病院）	I類	A類	甲類
	その他の病院関係施設	II類		
避難所施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で避難所に指定された施設	II類	A類	乙類
多数が利用する施設	学校、社会教育施設、 社会福祉施設等	II類	B類	乙類
その他	一般の官公庁施設	III類	B類	乙類

参考：国土交通省資料

【図表13 耐震安全性の目標】

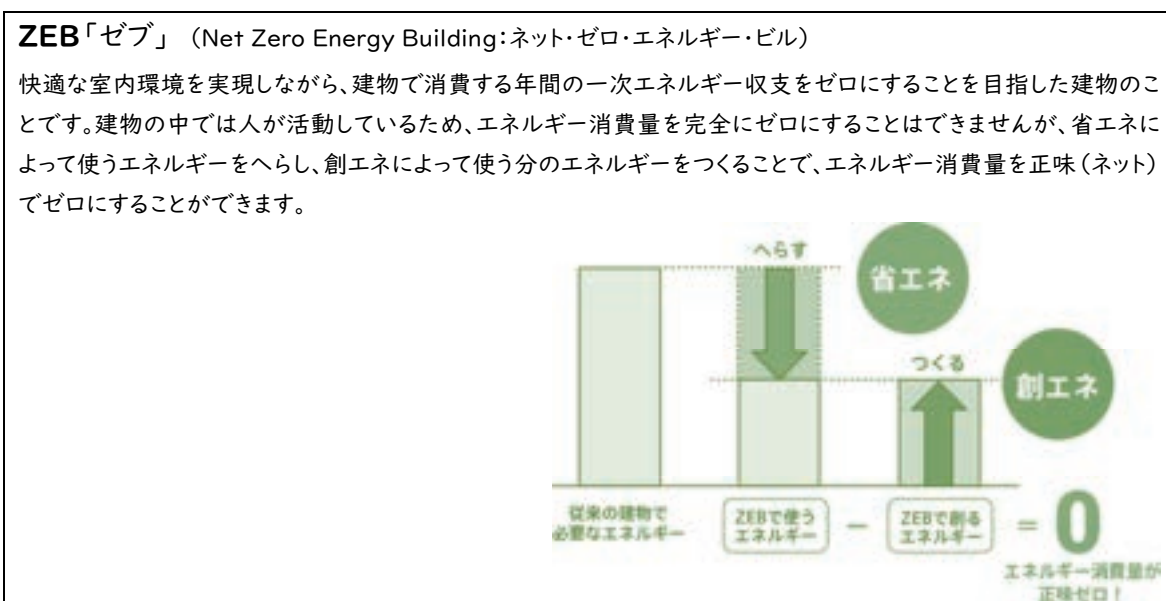
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

参考：国土交通省資料

(2) 景観・環境への配慮

都市計画法をはじめとする法令等を遵守するとともに、特に「朝霞市景観計画」に配慮して、セットバックや歩行者が魅力を感じるような計画とします。

また、「朝霞市環境基本計画」に準拠して、地球温暖化対策等に積極的に取り組み、「環境」に十分配慮した施設とするため、環境負荷の低減やSDGs(持続可能な開発目標)に関する取組を推進するとともに、施設の長寿命化をはじめ、「ZEB」化を検討します。



【図表14 ZEBの説明】

参考:環境省資料を加工

(具体的な取組)

- ・高効率空調設備や高効率照明、自然採光・自然換気、断熱設備、人感センサー等の導入による積極的な省エネルギー化を図ります。
- ・屋上や壁面を活用した太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、蓄電池による災害時の活用や公用車電気自動車充電システムの活用も検討します。
- ・資源の枯渇に配慮した材料、リサイクルが容易な材料など、環境負荷の少ない建設資材を検討します。また、内装材や什器類に効果的に木材(県産材)を利用します。
- ・建築物は、屋上やテラス、壁面の緑化も検討します。

(3) ユニバーサルデザイン

本施設は、子どもたちや妊婦、高齢者、障害者等、多様な人が訪れる施設であるため、バリアフリー化するとともに、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用することができるよう努めます。

(具体的な取組)

- ・通路は、屋内外とも段差がなく、見通しがよく、可能な限り死角が生じないように計画します。
- ・通路などの床仕上材は、維持管理に配慮しつつ、滑りにくく安全な材料を採用します。
- ・視覚障害者が歩きやすいように誘導ブロックを設置します。
- ・階段は、誰もが利用しやすいよう基準に合致した勾配や構造とし、二段手摺を両側に設けます。
- ・エレベーターを適切な位置に配置し、ベビーカーや車いすでの利用を想定したものとします。
- ・利用者がわかりやすいよう、誘導表示サインなどを適切に設置します。表示位置や言語、文字サイズ、色彩、ピクトグラム等、直感的にわかりやすいサインとします。
- ・触知案内機能や音声案内など、障害者にもわかりやすい多様な案内・誘導対応を検討します。
- ・トイレは、車いす利用者やオストメイト利用者にも対応した多機能トイレとします。児童館は子ども用トイレを設けます。
- ・赤ちゃんの駅(授乳室等)を設置します。

4 管理運営方針

4-1 管理運営の考え方

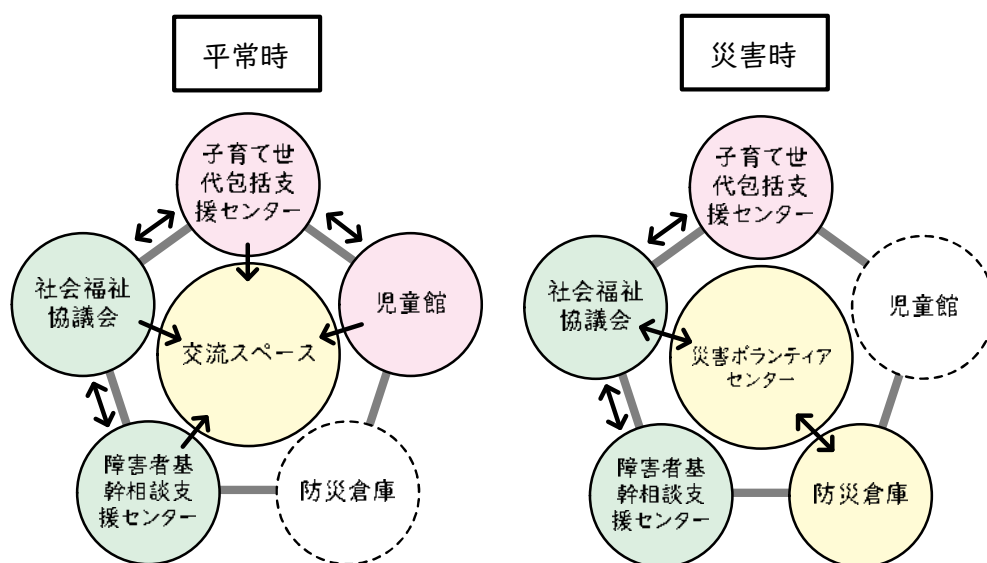
建物管理や施設運営については、外部による委託又は指定管理による管理運営が想定されるため、各施設が連携して一体化した管理運営を行い、運営コストの縮減を図ります。

また、複合施設の管理運営の方向性を示して基本設計及び実施設計を行うことが重要です。特に交流スペースの利用ルールや災害時の運用ルールなど、利用者目線と効率性の側面から管理運営を検討する必要があります。

4-2 管理運営体制

複合施設のため、各機能の管理主体や休館日、利用時間が異なることが想定されます。また、災害時には災害ボランティアセンターとして通常時とは異なる利用形態となります。そのため、各機能の責任分界点が確認できるよう配慮します（たとえば、各区画がシャッターなどでセパレート可能で、エレベーターの停止階数設定・変更が容易にできること等）。

なお、管理運営体制については、具体的な運営方法の検討に合わせて、設計段階で検討を進めます。



【図表15 導入機能の関連図】

4-3 施設管理方針

施設の日常清掃や定期点検、維持管理、修繕等を効率的に行うため、施設管理は一括して実施することを検討します。

利用者満足度を高めるため、利用者とのコミュニケーションを重視し、ニーズに合致した施設管理に努めるとともに、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの低減に努めます。

(主な管理項目)

- ・駐車場・駐輪場の管理
- ・総合案内、利用者対応
- ・動線管理（開所時間・日が異なる機能があるため）
- ・会議室、交流スペースの管理運営（利用規約、イベント開催、占用・予約方法等）
- ・災害時の対応ルール（災害ボランティアセンター、防災倉庫、福祉相談機能）
- ・日常施設管理（清掃、日常点検、警備等）
- ・管理（特別清掃、法定点検、補修・修繕、消防訓練等）

5 民間活力の活用

本複合施設の建設・運営管理において民間活力の活用の可能性について、基本構想の内容を基に、民間事業者の意向把握を行いました。

5-1 意見・結果

基本構想の内容を基に実施したため、官民連携事業に一定の関心はあるものの、具体的な検討に際しては、基本構想の内容だけでは判断(回答)できないとの意見がありました。

基本計画、基本設計において具体的な施設内容や運営形態、事業規模、朝霞市が民間事業者へ期待することや一定の条件を設定したうえで基本計画策定後も継続的な対話機会を求めるという意見が多くありました。

① 事業マネジメント・建設系事業

- ・建設事業者の関心は高い。ただし、具体的な内容、条件を設定した段階でないと具体的な検討は困難。
- ・PFI事業の場合、一定の規模でないと民間事業者の参入は困難ではないか。市が民間事業者に期待することがコスト縮減ということであれば大きな効果は期待できないと考える。
- ・手法としてリース方式(建物を民間事業者が保有し賃貸借入居)を検討することは可能。ただし、現時点ではコスト計算は困難。

② 運営・管理系事業

- ・指定管理は、民間事業者が参入できる適切な予算が担保できれば参入検討可能。
- ・具体的な内容、条件を設定した段階で検討するのが妥当。

③ 飲食サービス事業(カフェ等)

- ・出店基準(店舗前の通行量、最寄り駅からの距離、近隣に既存同業・同種事業者あり)や昨今のマーケット状況(人員確保困難、人件費高騰)によりネガティブな意見が多かった。
- ・採算確保の観点から、独立採算契約では参入困難。
- ・フランチャイズ契約であれば、自社製品、ノウハウ支援等は可能。
- ・条件が合えば指定管理の自主事業でのカフェ運営の検討も可能。(管理系事業者の意見)

④ シェアキッチン事業

- ・賑わいの場の創出という観点で、親和性が高いとの意見。
- ・スペース規模は100㎡程度でも検討可能。
- ・各種許認可取得できる設備を事前に準備(整備段階で電気、給排水設備等)してほしい。

(総括)

- ・福祉相談や子育て世代包括支援センター等、市直営や社会福祉協議会による運営施設が多いため、民間事業者による運営は児童館や交流スペースなど一部に限定される。
- ・建設や施設管理については、昨今の建設資材や人件費の高騰の問題等も懸念事項であり、官民連携事業にコストメリットを期待することは難しいが、運営や施設管理に民間事業者のノウハウが活用できる可能性はある。
- ・基本計画～基本設計において施設内容や運営形態を具体化し、継続的に民間事業者との対話を継続していくことが効果的。
- ・福祉施設であるため、飲食サービスは一般的な飲食事業者だけでなく社会福祉法人等に運営を委託する方式も考えられる(福祉施設での実績も多い)。

6 事業計画

6-1 事業手法

(1) 事業手法の種類

本施設の整備に関する事業手法は、一般的に公共施設の整備に採用されてきた従来方式（設計・施工分離発注方式）のほか、官民連携による事業手法として、DB方式（デザインビルド：設計施工一括発注方式）やPFI方式などがあります。PFI方式は、PFI法に基づき、民間事業者が資金調達、設計、施工、維持管理、運営を一括で発注する方式で、事業類型や施設所有権の移転時期などによって事業手法が細分化されています。

ここでは、代表的な事業手法の比較を行います。

【図表 16 主な事業手法の比較】

	従来手法 (設計・施工分離)	官民連携事業手法	
		DB方式(デザインビルド) (設計・施工一括)	PFI方式
概 要	一般的な公共事業の事業手法であり、設計、施工、管理運営をそれぞれの段階で分離発注する方式	設計・施工を同時に発注する方式（管理運営までを含めて一括発注するDBO方式もある）	設計・施工から管理運営までを一括で発注する方式であり、PFI法に基づく事業
資金調達	朝霞市	朝霞市	民間事業者 民間が設立するSPC（特別目的会社）が資金調達を行い、朝霞市が割賦方式により支払う
事業期間	従来どおり	設計施工一括のためやや短縮	要求水準作成や選定手続き等に期間を要する
メリッ	- 各段階で発注を行うため市民、行政の意見を柔軟に計画に反映しやすい - 従来どおりの手続きのため、円滑な発注処理が可能 - 各種補助金の活用が可能	- 一括発注となるため、発注事務量が軽減され事業期間の短縮が可能 - 民間が施工を考慮した設計を行うため、円滑な施工、コスト削減が期待できる	民間ノウハウの活用により、事業費削減や財務負担の平準化が期待できる（事業規模や施設内容等によるため効果は一律ではない）
デメリッ	- 各段階において、入札等の事務手続きが必要 - 事業費削減は限定的（総合評価方式等により一定の事業費削減は期待できる） - 市の初期投資が必要	- 受注可能な事業者が従来方式と比べて限定される - 性能規定や設計条件が明確でないと発注者が想定する品質が確保できない（条件等を事前に決める必要がある） - 市の初期投資が必要	- 受注可能な事業者が従来方式と比べて限定される - 手続きにより事業が長期化 - 性能規定や設計条件が明確でないと発注者が想定する品質が確保できない - 事業規模が小さいとコスト削減効果が発揮しにくい - 民間事業者の参入がなく事業が遅延する事例もみられる

(2) 事業手法の選定

本施設の立地条件や導入機能等を提示したうえで民間事業者の意向を確認しました。

その結果、施設の導入機能や運営形態から民間事業者の提案余地が少ないことから積極的に参入意向を示す事業者がなかったこと、また、行政や市民、市内の福祉事業者の意向を施設整備に反映しやすいことから従来手法が適すると判断しました。

また、設計者選定に当たっては、施設の特性及び発注者の意図を理解し、適切に成果物に反映できる者を選定することが特に重要となるため、金額のほか実績や取組体制を含む業務計画等を審査するプロポーザル方式の採用を検討していきます。

【図表 17 事業手法の評価】

	従来手法 (設計・施工分離)	官民連携事業手法	
		DB方式(デザインビルド) (設計・施工一括)	PFI方式
市内の 導入事例	○	—	—
民間事業者の意向	—	・基本設計レベルの条件設定を行わないと行政や市民の意向を反映しにくい場合がある ・一方で、設計条件等が限定的になるとコスト縮減効果は余り期待できない ・福祉相談機能や防災機能などの直営要素が多く、DB方式とすることのメリットは少ない	・事業規模からコスト縮減効果は余り期待できない ・福祉複合施設で、運営も直営、社協主体となると民間提案の余地が少ない ・地元事業者が参入しにくいことは懸念される
評価	○	△	△

6-2 概算事業費の試算

想定面積に面積当たり実績単価を乗じて概算コストを試算しました。近年の資材・人件費の上昇率を想定して加算しています。建設費は、概ね **24 億円**となります。

【図表 18 概算 建設費】

項 目	金 額	備 考
用地費	4.0 億円	1,150 ㎡×約 350 千円/㎡
設計費等	0.8 億円	測量、地質調査、土地評価含む
建設費	18.3 億円	2,300 ㎡×@640 千円/㎡ (ほんちょう児童館) 労務単価の上昇を見込む
工事監理	0.9 億円	工事費×5%
計	24.0 億円	

※単価は、市内の実績値を参考としたものです。

※用地の取得等は上下水道部と調整中です。

6-3 事業スケジュール

従来手法での事業スケジュールは以下のとおりです。

【図表 19 事業スケジュール】

	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度	2025 令和 7 年度	2026 令和 8 年度	2027 令和 9 年度
基本構想・基本計画					
基本設計・実施設計					
建設工事・完成					

※計画であり、変更になる場合があります。

「朝霞の未来 みんなでニコニコ広場フェス」実施報告

1 概 要

あさか子育てネットワーク（代表：小島真知子氏）が、埼玉県「こどもの居場所ネットワーク補助金」を活用し、市域における子育て関連団体のネットワーク作りを目的とし、当該団体が日頃から実施しているフェスタの拡大版として実施したいとの申し出があったもの。

市は側面的支援の一環として、休所日であるみぞぬま児童館及び溝沼保育園園庭を貸し出し、イベント実施会場に充てていただいた。

2 日 時

日 時 令和6年3月17日（日）午前11時15分～午後3時

場 所 みぞぬま児童館（全館）、みぞぬま保育園（園庭）（いずれも休所日に借用希望）

協 力 休所日の施設借用、広報啓発

内 容 あさか子育てネットワーク所属団体等による子育てイベントの開催

3 内 容 別紙参照

4 参 加 者

子ども400人、保護者350人（ともに主催者発表人数）

5 感想及び反省

- ・児童館の新たな活用として、休館日に子育てイベントを開催したが、指定管理委託先の社会福祉協議会の協力・理解があって開催することができた。
- ・来場したお子さんのうち、未就学児と保護者が多かったことを考えると、児童館のPR及び今後の活用に繋がるものとする。
- ・市域における子育て団体の連携と子育てへの機運醸成が図られたものとする。
- ・イベント開始からかなりの集客があり、一時、館内がすし詰め状態となってしまったことから、ゆったりとした雰囲気にはならなかった。また、安全管理の面からも時間をずらすなど配慮が必要であると感じた。
- ・児童館は平日午前中の時間帯は比較的すいていることが多いため、今後もさまざまな形で子育てに関する取組を広げていく拠点としていけるよう研究していきたい。

令和 6 年度朝霞市中高生対策事業実施要領

1 目 的

中高生タイム事業の参加促進という短期目標と、本事業を契機とした中高生の日常的な利用促進という中長期目標の達成に向けて、中高生自身がやってみたいことを自ら企画し具体化することによる自主性の尊重を図る。

●ポイント 1 短期的目標と中長期的目標

1) 短期目標の事業方針 ⇒ 「児童館中高生タイム」の実施によりおおむね達成

①中高生が集まれる場所の提供

【企画】飲食可能なフリースペースの提供

②児童館による中高生向け事業の展開

【企画】単発事業（複数回に及ばない 1 回（日）限りの企画）

※スポーツ大会、ゲーム大会のようなターゲットを限定した企画

2) 中長期目標の事業方針 ⇒ 要検討

①中高生による自主事業の展開

【企画】実行委員会などによる自主企画、運営

※短期企画ではなく、通年などの連続性のある事業

●ポイント 2 児童館ガイドラインより

児童館の活動内容

①子どもの居場所の提供

- ・中・高校生世代も利用できる施設である。受け入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むよう援助すること。

②子どもが意見を述べる場の提供

- ・子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。
- ・児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。
- ・子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助すること。
- ・子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるよう努めること。

2 担当児童館

朝霞市ほんちょう児童館

※大学生アルバイトがいる場合は、その方々にファシリテーター役をお願いする。

3 事業展開例

学校の長期休暇期間（８月、１２月）に合わせて講座が実施できるよう、準備等含めて進める。

①ミーティング、企画書作成

- ・館内ポスター掲示等により、実行委員会実施を広報する。
- ・実行委員会で実施内容を決定する。（日程・場所）
- ・児童館職員の指導の下、企画書を作成する。

②実施決定、広報

- ・社協、高齢者・児童福祉課長及び朝霞市こども未来課長の下承を得る。
- ・館内ポスター掲示等により、講座実施を広報する。
※場合によっては社協、市も側面的な支援を行う。
- ・当日役割分担や準備備品等を確認する。（司会進行、案内など）

③講座実施、反省会

- ・講座を実施する。
- ・写真を数枚撮影しておく。（終了後に広報を行うため）
- ・次回実施内容等の確認

4 その他

事業の推進は社会福祉協議会（児童館）が児童館管理運営事業（指定管理委託）の中で行うこととし、市はその側面的な支援を行うものとする。